

⑨ 国 土 交 通 省

法人名	独立行政法人土木研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:坂本 忠彦)
目的	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。
主要業務	1 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 土木技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく土木に係る建設技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発、並びに土木に係る建設資材及び建設工用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国の委託に基づく国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計。6 前記1～5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	土木研究所分科会(分科会長:高橋 保)
ホームページ	法人: http://www.pwri.go.jp 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	極めて順調	極めて順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 法人は平成18年4月に(独)土木研究所と(独)北海道開発土木研究所が統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>				
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上				
(1)研究開発の基本的方針	4点×2	4点×2	4点×2	
(2)技術的課題に対する取組	3点	3点	3点	
(3)他の研究機関との連携等	4点	4点	4点	
(4)競争的研究資金等の積極的獲得	4点	4点	4点	
(5)技術の指導及び研究成果の普及	4点×6 3点×1	5点×1 4点×5 3点×1	5点×1 4点×6	
(6)水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献	4点	5点	5点	
(7)公共工事等における新技術の活用促進	3点	3点	3点	
(8)技術力の向上及び技術の継承への貢献	3点	3点	3点	
2.業務運営の効率化				
(1)組織運営における機動性の向上	3点	4点	4点	
(2)研究評価体制の再構築、研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築	3点	3点	3点	
(3)業務運営全体の効率化	3点	4点	4点	
(4)施設、設備の効率的利用	4点	3点	4点	
3.予算、収支計画及び資金計画				
(1)予算	3点	3点	3点	
(2)収支計画				
(3)資金計画				
4.短期借入金の限度額	—	—	—	
5.重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	
6.剰余金の使途		—	—	
7.その他の主務省令で定める業務運営に関する事項				
(1)施設及び設備に関する計画	3点	3点	3点	
(2)人事に関する計画	3点	3点	4点	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 総じて年度計画を上回るペースで極めて順調に成果があがっている。特に、自然災害への緊急派遣活動による社会への貢献は特筆される。また、ICHARMを中心とする国際舞台での活動が着実な成果をあげつつあることは高く評価できる。
- 新設された構造物メンテナンス研究センターに関して、着実にスタートしたことは高く評価できる。さらに、寒地技術推進室などの設置による新しい組織体制も評価できる。
- 重点プロジェクトへの重点化が順調に進み、緊急性の高い課題に対応する成果をあげていることは評価できる。次期中期目標期間に向けての議論が進んでいることも評価できる。
- 特許の実施化率、実施取得者数が極めて高水準であることは高く評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発の基本的方針	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 重点プロジェクト研究および戦略研究に対して目標を上回る72%の研究費が充当され、見るべき研究成果が得られた。 重点研究に社会的要請の強い課題を取り上げ研究を行うなど、着実に研究開発の基本方針を掲げ実施。 つくばと寒地の研究連携が積極的かつ着実に推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 重点的研究の目標に対して当該年度にどの程度成果が出たのかをより明確にし、それにより中期終了時には達成度が判断できることを望む。 低炭素社会に向けた対応など、刻一刻と変化する社会的要請を反映した研究に取り組むよう注意が必要。 つくばと寒地土研の研究課題の見直しと統合整理により、より効率よく、質の高い成果が得られることを望む。 道路構造物の維持管理技術の高度化と土木施設の寒地耐久化など、ライフサイクルとして結合できないか検討を望む。
技術の指導及び研究成果の普及(技術の指導)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> TEC-FORCE を設置して災害派遣をより迅速・効率的に実行できる体制を整備。 TEC-FORCE によって岩手・宮城内陸地震における諸問題の早期解決に寄与するなど、大きく貢献。 土木に関する知識や技術を習得する講習会を開催し、多数の参加者に技術指導を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地での活動がメディアに登場することが、研究所の評価を高めることにもつながるので、今後も進めて欲しい。 災害時の対応は土木研究所だからこそできる取り組みであり、職員のキャリアパスへの配慮、実務研修、OJT 等によりその技術を維持しつつ、よりレベルアップした取り組みを期待。 地方公共団体への技術指導をより一層推進することを望む。 現場のニーズを踏まえた研究ができるような配慮が必要。
技術の指導及び研究成果の普及(研究成果の国際的な普及等)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議への参加、発展途上国技術者の研修、海外災害への対応に加えて、国際機関の常任メンバーとして職員が多数活躍。 ICHARM が国際的に活躍の場を広げている点や、災害対応などによる海外への職員派遣を通じて研究成果の国際的普及に貢献。 	<ul style="list-style-type: none"> 土木研究所の技術が国内市場のみならず世界市場で競争力を持つべく、国際標準化へのイニシアティブを更に強化することを望む。 受け入れた外国人研修生のフォローアップをより一層強化することを望む。 ICHARM での活動を更に活性化することを望む。
技術の指導及び研究成果の普及(知的財産の活用促進)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な実施率が保持されていることに加えて、実施権獲得者数の中期計画期間目標値(250社)を3年目で上回る。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も良い成果を出すとともに普及活動にも力を入れることを望む。 研究所のもつ知的財産等を整理し、利活用を進めることを望む。
水災害・リスクマネジメントによる国際貢献	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> 発展途上国向けの技術開発を独自に行い、現地活用のためのセミナーを実施。 水災害リスクマネジメントコースにおいて、第一期生10名が修士学位を取得し、二期生8名を受け入れて活発な教育活動を実施。 アジア太平洋地域の水問題解決に資する知識ハブとして、ICHARM が認定された点や、第5回世界水フォーラムにおいて、ICHARM がトピックコーディネーター役を担当。 ユネスコとの連携、JICA との協力を積極的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内の大学との連携により、博士課程学生の受け入れやインターンシップなど、より活動の範囲を広げることを望む。 アジアにおける水災害・リスクマネジメントの中心的活動に取り組むよう望む。 水資源の獲得競争が世界的課題になると考えられる中、国内の水技術を世界にアピールし、水ビジネスに結びつける努力が必要。
組織運営における機動性の向上	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> つくばと寒地土研の一体化に資する「理事長特別枠」制度による研究を5課題実施。 寒地技術推進室を設置し、あわせて北海道内に4支所を開設。 柔軟な研究実施体制を構築し、研究開発・推進体制を整備。 構造物メンテナンスセンター、寒地技術推進室、寒地機械技術チームの新設により、今後特に重要となる構造物保全技術の開発、現地の道路管理上の技術開発および技術指導を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長のリーダーシップが強く発揮される特別枠について、その成果をより強調することを提案する。 寒地技術推進室において、社会的要請に順応した運営を望む。 他分野の技術動向を踏まえて、従来の土木研究の枠を超えた新しい技術開発を可能にする組織運営を望む。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・該当なし。

法人名	独立行政法人建築研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:村上 周三)
目的	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。
主要業務	1 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく建築・都市計画技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づく特殊な建築物の設計。6 地震工学に関する研修生(外国人研修生を含む。)の研修。7 前六号の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	建築研究所分科会(分科会長:西川 孝夫)
ホームページ	法人: http://www.kenken.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h20jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	極めて順調	S	順調	順調	極めて順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価の項目1.(2)の()内は第2期中期計画における項目名を表す。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営における機動性向上	2点	3点	A	3点	3点	4点	
(2)研究評価体制の構築及び研究開発における競争的環境の拡充 (2)研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築)	3点×1 2点×1	4点×2	S×2	4点	3点	4点	
(3)業務運営全体の効率化	2点×3	3点×3	A×3	3点×3	3点×3	3点×3	
(4)施設、設備の効率的利用	2点	4点	S	3点	3点	4点	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本的方針	3点×1 2点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	5点×1 4点×1	
(2)他の研究機関等との連携等	3点×2	4点×2	S×2	4点×2	4点×2	4点×2	
(3)外部資金の活用				3点	3点	3点	
(4)技術の指導					4点	5点	
(5)研究成果等の普及	3点×4	4点×4	S×4	4点×5	4点×4	5点×1 4点×3	
(6)地震工学に関する研修	3点	5点	SS	4点	5点	5点	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算							
(2)収支計画	2点	3点	A	3点	3点	4点	
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要財産の処分計画	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	4点	S	-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	2点	3点	A	3点	3点	3点	
(2)人事に関する計画	2点	3点	A	3点	3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 研究開発においては、民間が手がけにくい国民の生活に大きな影響を与えるテーマである気候変動等に伴う環境問題、人口減少社会、震災復興をはじめ、社会的要請が高い課題について重点的な研究開発を推進し、多くの成果をあげている。また、社会経済情勢の変化に対応し、「低炭素社会」「住宅等の長期使用」「超高層建築物」「アスベスト」を柱として重点的研究開発課題の見直しも行った。
- 技術の指導においては、住宅の長寿命化や住宅・建築物の省CO2推進、中国・四川大地震をはじめ国内外の災害被害調査など国の重要政策に関して的確かつ迅速な技術支援を行うとともに、研究成果等の普及においても、成果発表会の開催や国際会議の主催をはじめ、各種メディアを通じた国内外への情報発信を積極的に展開している。
- 国際協力活動においては、50年の歴史を持つ国際地震工学研修を着実に運営しているほか、研修の講義ノートや世界の地震カタログの無償公開、UNESCO や JICA との連携による新たな国際協力プログラムの推進などにも積極的に取り組んでいる。
- 業務運営の効率化においても、機動性のある組織体制の構築、契約の透明性・公平性の確保、予算の適切な範囲での執行、内部統制の確保など、適切に実施している。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発の基本的方針	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 社会的要請の高い重点的研究開発課題に対して、研究所予算の75.8%を充当。 外部評価委員会を設け課題の選択、進捗状況の適切な評価、管理を行う体制を整備。 20年度は新しく「低炭素社会」「住宅等の長期使用」「超高層建築物」「アスベスト」を柱として重点的研究開発課題の見直し実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに設定された重点的研究開発課題に対する成果の充実が急がれる。 特に、低炭素社会等に関する研究などについて、国内で先導的役割を果たすとともに、社会ですぐに活用できるよう、研究の焦点のあて方に注意して進められたい。
研究成果等の普及	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 28回の研究成果発表会を実施。 ホームページのアクセス件数について、目標の300万件以上に対し、約497万件のアクセス。 論文発表数492報、査読付き論文数81報であり、目標とする件数(査読付論文60報以上)を大幅にクリアー。 民間との共同研究にかかわる4件の特許を登録。 国際会議に延べ54名の研究者を派遣するとともに、12件の国際会議を開催(共催を含む)。 海外からの研究者の受け入れ、海外研究機関への研究者派遣などを積極的に実施。 UNESCOプロジェクトに関連して、中国・四川大地震の復興支援をしたほか、国際地震工学研修の英語版講義ノート等をインターネット上で無償公開。 全国で計74地点に202台の強震計を設置しているが、岩手・宮城内陸地震では免震建物の観測記録はじめ、多くの貴重な強震記録を収集し、それらの記録を強震速報としてホームページ上で公開。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の人々向け、実務者向けのテーマを別々に設定した成果の普及について、普及媒体の検討を含め引き続き努めて欲しい。 環境的な技術の普及については強力に推進してほしい。 さらに低炭素社会実現へのライフスタイルの変革など、未来を先取りするような研究成果の普及にも留意されたい。 順調と思われるので来年度もこの傾向を維持すべく一層の努力を期待する。 建築技術の工業所有権等知的財産権で経済的に潤うケースは少ないが、広く国民が使えることに意味があるということに留意し、努められたい。 環境技術等の国際的な貢献、アジアへの普及を目指し、引き続き積極的に取り組まれたい。 強震計を民間の建物にも積極的に置いてもらえればよいと思う。
地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国から48名の研修生を受け入れ、国際地震工学研修を着実にを行うとともに、政策研究大学院大学と連携し、25名の研修生に修士号学位(地震学コース10名、地震工学コース10名、津波防災コース5名)を授与。 日本政府の中国四川大地震の復興支援策として、7名の中国人研修生を受け入れ。 地震カタログの作成・公表や講義ノート(英語)の公表、全世界で発生した大地震に関するデータベースの構築をほぼ終えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 途上国を中心に世界の地震学及び地震工学への貢献を一層期待したい。 地震カタログの作成・公表や講義ノート(英語)の公表などの試みについては、今後のアウトカムを確認する必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 年度計画に示されている、「1. (1)①社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」の項目については、評価結果において、社会的要請の変化に即応するとともに、重点的研究開発課題の見直しを行い有用な成果を上げたこと等を総合して、最上級の評定5としているが、最上級の評定とするに当たっては、中期目標・年度計画において想定していた範囲を、量的かつ質的にはるかに超えて、事前には実現することが極めて困難と考えられた実績を上げている等の説明が必要である。今後の評価に当たっては、当該取組に基づく有用な成果について具体的に明らかにするなど、最上級の評定を付す根拠について明確にすべきである。
- 本法人の総人件費改革については、給与水準等公表によると、平成17年度の基準値834,225千円に対し20年度831,498千円(1.0%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から3年経過した時点で3%以上の削減に至っていない。しかし、評価結果においては、達成状況を公表値ではなく、中期計画に基づき、平成17年度予算額に対する削減状況から「人件費は17年度予算に対して6.2%削減した予算の範囲内で適切な執行を行うなど、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。」と評価している。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、予算額の削減状況だけでなく、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:大橋 徹郎)
目的	運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証。4 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査。5 前各号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.ntsels.go.jp 評価結果: http://www.mlits.go.jp/hyouka/independ/h20jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	極めて順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価。
<項目別評価>							2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。
1.業務運営の効率化							3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。
(1)組織運営	3点×2	4点×2	S×2				4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目VII.までは第2期中期計画における項目を表す。
(2)人材活用	3点	4点	S				5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。
(3)業務の効率化	2点	3点	A				6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)中期目標期間中に実施する研究	3点	4点	S				
(2)重点研究領域における研究の推進	3点	4点	S				
(3)研究者の資質向上	3点	4点	S				
(4)研究者評価の実施	2点	4点	S				
(5)研究交流の推進	3点×1 2点×1	4点×2	S				
(6)国際活動の活発化	3点	4点	S				
(7)受託研究、受託試験の実施	3点	5点	SS				
(8)施設・設備の外部による活用	2点	3点	A				
(9)成果普及、活用促進	3点	4点	S				
(10)自動車等の審査業務	3点	4点	S				
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	2点	3点					
(2)収支計画	2点	3点					
(3)資金計画	2点	3点	A				
4.短期借入金の限度額	—	—					
5.重要財産の処分計画	—	—					
6.剰余金の使途	—	—					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	4点	A				
(2)人事に関する計画	2点×2	4点×1 3点×1	S				
I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.質の高い研究成果の創出				5点×1 4点×5 3点×1	5点×1 4点×6	5点×1 4点×6	
2.自動車等の審査業務の確実な実施				4点×2 3点×1	4点×3	4点×3	
3.自動車のリコールに係る技術的検証の実施				4点	4点	4点	
4.自動車の国際基準調和活動への組織的対応				4点	4点	4点	
5.組織横断的事項				4点	4点	4点	
II.業務運営の効率化							
1.研究活動の効率的推進				4点	4点	4点	
2.自動車等の審査業務の効率的推進				4点	4点	4点	

3.管理・間接業務の効率化				3点	3点	3点
Ⅲ.予算、収支計画及び資金計画					3点	3点
Ⅳ.短期借入金の限度額				3点	-	-
Ⅴ.重要財産の処分計画					-	-
Ⅵ.剰余金の使途					-	-
Ⅶ.その他業務運営に関する事項				4点	4点	3点

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果 (H21.8.28) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 研究職員一人当たりの獲得金額において、行政、民間等外部からの受託研究・試験を多く獲得しており、安全・環境といった社会的・行政的ニーズに対応した質・量両面で極めて高いレベルの研究成果を上げている。また、受諾可否を研究企画会議にて検討し、所議にて決定する仕組みを構築することにより課題の妥当性、予算・人員の最適化を計っている。
- 研究と審査業務の双方に対して的確に業務運営がなされ、研究と審査部門の人事交流や人材採用の面でも活性化の工夫が行われており、44 名の研究職員の中で人材の有効活用や連携の緻密化などにより効率的に高い成果を上げている。リコール技術検証業務では、数多くの不具合情報からリコールの疑いのある案件を抽出して検証を実施するなど、安全の確保等に貢献している。
- 国連における専門家会議等に対して積極的に活動し、そのような活動も重要業務として研究者評価項目に入れ、また、燃料電池自動車のような将来技術に関する各種基準を国際的に定める会議の議長を務めるなど、国際基準調和活動への貢献が図られるとともに、人材育成の成果が現われている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国土交通政策への貢献	I 1	<ul style="list-style-type: none"> 自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全、燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に資する研究課題(交付金研究 19 課題、受託試験・研究 70 課題)を効率的に実施。 自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る将来的な基準の策定等に資する検討課題等を 23 件提案。 基準等の策定に資する検討会への参画、調査及び研究等を 26 件の基準化予定項目について実施。 自動車の安全・環境問題に関する国際基準を策定する国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム、国際研究調和プロジェクト、及び国際電気標準化会議の諸活動に、政府代表の構成員として参画。また、国際電気標準化会議の TC9(鉄道)において、国際規格作業グループの主査を務めた。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国連における専門家会議等に対して積極的に活動し、そのような活動も重要業務として研究者評価項目に入れ、また、燃料電池自動車のような将来技術に関する各種基準を国際的に定める会議の議長を務めるなど、国際基準調和活動への貢献が図られるとともに、人材育成の成果が現われている。
受託研究等の獲得	I 1	<ul style="list-style-type: none"> 行政、民間等外部から合計 70 件の受託研究、試験を実施。受託総額は約8億1千2百万円(契約額ベース)。 業務効率化のため、受託業務を、研究者の専門性を必要とする非定型業務と定型的試験調査業務とに分け、後者は、外部の人材リソース(派遣等)を活用し、研究者の時間的負担を可能な限り軽減。 多数の受託課題(大半が国受託)を効率的に実施するため、契約研究員、派遣職員など非正規職員も戦力化して活用。 外部からの競争的資金(総額:約5千6百万円)を6課題獲得。 	<ul style="list-style-type: none"> 国受託を中心として限られた職員で数多くの受託研究をこなしているところ、民間受託のうち採択を選択することが可能なものについては、受託増による弊害も考慮する必要がある。
自動車審査業務の確実な実施	I 2	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度の審査業務は、車両審査件数:640 件(3,304 型式)、装置型式審査型式数:346 型式、不合格(基準不適合自動車等)、又は、設計変更等をさせた件数:9件。平成 16 年に発覚した、リコールに係る不正行為に関連し、当該メーカーに対して、厳格な審査を実施した。:16 件。 車両相互承認を行うための検討会に月3回程度参加し、海外の審査機関の実態把握等に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度に参加している国際的な相互承認のための検討会へ、積極的に参加することは、国際化している産業を考慮すると重要と思える。
自動車のリコールに係る技術的検証の実施	I 3	<ul style="list-style-type: none"> 不具合情報 3,260 件を調査。車両不具合が原因と疑われる事故に関する現車調査を 34 件実施。 リコールの疑いがある案件等として抽出された 408 件について、実証実験を 12 テーマ実施するなど、技術的、専門的な検証を実施。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> リコール技術検証業務では、数多くの不具合情報からリコールの疑いのある案件を抽出して検証を実施するなど、安全の確保等に貢献している。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見 (H21.12.9) (個別意見)

- ・ 該当なし。

法人名	独立行政法人海上技術安全研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:井上 四郎)
目的	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。
主要業務	1 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 1に掲げる技術に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.nmri.go.jp 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	極めて順調	1. 極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目VI.までは第2期中期計画における項目を表す。 5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の改善	3点×3 2点×1	4点×3 3点×1	S×3 A×1				
(2)競争的環境の醸成	3点	4点	S				
(3)一般管理費の削減	3点	4点	A				
(4)研究所の運営総経費に占める研究業務経費割合の拡大	3点	4点	S				
(5)アウトソーシングの推進	2点	3点	A				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究対象領域の設定	2点	4点	S				
(2)中期目標期間中に重点的に取り組む研究	3点	4点	SS×1 S×1 A×1				
(3)効率的な研究実施	3点×1 2点×1	4点	S				
(4)研究交流の促進	3点×1 2点×1	4点	S				
(5)研究成果の普及、情報提供	3点	4点	S				
(6)施設・設備の外部利用等	3点	3点	S				
(7)国際活動の活性化	3点×1 2点×1	4点	S				
3. 予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	3点						
(2)収支計画	2点	4点					
(3)資金計画	2点		S				
4.短期借入金の限度額	—	—					
5.重要財産の処分計画	—	—					
6.剰余金の使途	2点	4点					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	4点	S				
(2)人事に関する計画	3点×1 2点×1	3点	A				
I.中期計画の期間							
II.基本方針							
III.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.戦略的企画と研究マネジメントの強化				4点	4点	4点	
2.政策課題解決のために重点的に取り組む研究				5点×1 4点×3	5点×1 4点×3	5点×1 4点×3	
3.基礎研究活動の活性化				4点	4点	4点	
4.国際活動の活性化				4点	5点	4点	
5.研究開発成果の普及、活用の促進				4点	4点	4点	
IV.業務運営の効率化							
1.柔軟かつ効率的な組織運営				4点	4点	3点	
2.事業運営全般の効率化				3点			

V.財務に関する事項				3点	3点	3点	
VI.業務運営に関する重要事項				3点	4点	3点	

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果 (H21.8.28) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 課題解決型研究所として各種政策課題を的確に把握し、確実に技術的ソリューションを提供し、さらに、その成果がIMOやISOを通じて国際的に評価されていることは、研究独法としての存在意義を存分に発揮している。 特に、20年度は、造船の現場において熟練技能者が減少する中、工数を増加させることなく強化されるVOC排出規制に対応できる塗料を開発し、我が国造船業の国際競争力の確保に貢献したことは極めて高い評価を与えられるところである。 また、常に研究成果を確実に国際基準や規格に反映させるという一貫した研究姿勢を持ち、特に、船舶からの温室効果ガス排出低減のため行政と一体となって国際的にリーダーシップを発揮して国際会議での議論を主導し、我が国が供給する優れた船舶の優位性を示す道筋をつけたことは優れた成果である。 この他、共同研究・受託研究、競争的資金、所外発表、知財登録など各種数値目標も確実に、事項によっては大幅に更新しており、研究所の活発な活動が伺える。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的企画と研究マネジメントの強化	III1	<ul style="list-style-type: none"> 経営ビジョンを定め、「安全・環境のスペシャリスト」及び「海事イノベーションセンター」を将来像として設定。また、「中長期戦略」を策定し、経営ビジョンの実現に必要な「コア技術」を選定し、コア技術の確立を目指した研究計画の立案、人材育成プログラムを策定。 重点研究のレビューを行い、コア技術の高度化を図るため、研究テーマを15課題追加。 「海の10モードプロジェクト」に対し、全研究費の約2割を配分し、研究を加速させることにより、IMOにおいて実燃費指標を盛り込んだガイドラインが承認されることに寄与。 研究全体のライフサイクル機能強化のため、研究連携統括主幹2名及び研究連携統括副主幹を3名配置し、受託研究や競争的資金といった外部資金獲得実績の増加に貢献。 共同研究及び受託研究を187件実施し、競争的資金は35件を獲得。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題解決型研究所として各種政策課題を的確に把握し、確実に技術的ソリューションを提供し、さらに、その成果がIMOやISOを通じて国際的に評価されていることは、研究独法としての存在意義を存分に発揮している。
多様化、高度化する環境保全の社会的要請に応える環境規制体系の構築及び環境対策の強化に資する研究	III2	<ul style="list-style-type: none"> 斜波、喫水、速度影響を考慮し波浪中の抵抗増加、風圧力及び斜航流体力・当舵力を計算できる実海域性能評価プログラムを開発。同プログラムと正面波浪中での水槽試験を組み合わせることで、実海域での速度低下を高精度で評価できるシステムを開発し、詳細な性能鑑定ガイドラインを作成。一部の船級協会と同ガイドラインに基づく鑑定業務を開始。(海の10モード) など 	<ul style="list-style-type: none"> 海の10モードに関する研究が、進展している。また、新たな目標を設けて、海運会社との共同研究を実施するなど、極めて良好に推移している。
海洋資源・空間の利活用を推進し、我が国の海洋権益の確保を図るとともに、経済社会の発展に寄与するものであって、社会的要請の高まっている技術の開発のための研究	III2	<ul style="list-style-type: none"> 石油・天然ガス生産システムの安全性評価手法の構築に関し、浮体式生産システム(MPSO等)の安全評価として、①シャトル船の出荷時DPオペレーション、②MPSO係留システム、③MPSO出荷システム、④生産用ライザーに関する安全性評価を、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)からの委託研究として実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 大深度浮体生産システムの実用化に向けた研究を一層推進して頂きたい。
国際活動の活性化	III4	<ul style="list-style-type: none"> 新造船の燃費性能を可視化する実燃費指標を盛り込んだガイドラインがIMOで承認された。さらに、実燃費指標はCO2排出削減対策の大きな柱の1つとしてCOP15にて報告される予定であり、ポスト京都議定書での国際海運のCO2排出削減対策の枠組み作りに研究所の研究成果が貢献。 シッパーサイクル条約実施のキーとなる有害物質インベントリガイドラインを策定し、条約の策定及び採択(2009年5月)等に貢献。 など 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 常に研究成果を確実に国際基準や規格に反映させるという一貫した研究姿勢を持ち、特に、船舶からの温室効果ガス排出低減のため行政と一体となって国際的にリーダーシップを発揮して国際会議での議論を主導し、我が国が供給する優れた船舶の優位性を示す道筋をつけたことは優れた成果である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見 (H21.12.9) (個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:金澤 寛)
目的	港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備に関する技術の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 次に掲げる事項に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発(港湾の整備、利用及び保全に関すること、航路の整備及び保全に関すること、港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること、港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること、飛行場の整備及び保全に関すること)。2 1の各事項に関する事業の実施に関する研究及び技術の開発。3 1及び2に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及。4 1の各事項に関する情報の収集、整理及び提供。5 前四号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	港湾空港技術研究所分科会(分科会長:黒田 勝彦)
ホームページ	法人: http://www.pari.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	極めて順調	極めて順調	SS	極めて順調	極めて順調	極めて順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。
<項目別評価>							2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。
1.業務運営の効率化							3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。
(1)組織運営	3点	5点	SS				4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目IV.までは第2期中期計画における項目を表す。
(2)人材活用	3点×3	5点×1 4点×2	S				5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価
(3)業務運営	3点×1 2点×1	3点×2	A				6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究活動の推進	3点×5 2点×1	5点×1 4点×5	SS×1 S×3				
(2)他機関との有機的連携	3点×2 2点×1	4点×3	S				
(3)研究成果の公開・普及及び技術移転	3点×6	5点×1 4点×5	SS				
(4)研究者評価	3点	4点	S				
(5)国土交通大臣指示への対応	3点	5点	S				
3.予算、収支計画及び資金計画	2点	3点					
4.短期借入金の限度額	—	—	A				
5.重要財産の処分計画	—	—					
6.剰余金の使途	2点	3点					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	3点	S				
(2)人事に関する計画	2点	4点	A				
I.業務運営の効率化							
(1)戦略的な研究所運営				4点	4点	5点	
(2)効率的な研究体制の整備				4点	4点	4点	
(3)管理業務の効率化				4点	4点	4点	
(4)非公務員化への適切な対応				3点	3点	4点	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)質の高い研究成果の創出				4点×6	4点×6	5点×1 4点×5	
(2)研究成果の広範な普及・活用				5点×1 4点×7	5点×1 4点×6 3点×1	5点×2 4点×6	
(3)人材の確保・育成				4点×2	4点×1 3点×1	4点×2	
III.適切な予算執行				3点	3点	3点	
IV.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画				3点	3点	4点	
(2)人事に関する計画				3点	3点	4点	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- ・ 今中期目標期間の中間の年にあたる平成20年度においても、高度化・多様化する研究ニーズに適切に応えるため、組織の強化・見直しを進めるとともに、三層・三段階の研究評価システムにより引き続き質の高い研究を推進した。また、外部委託、契約・経理業務の独自システムの開発導入及び競争入札制度の活用により目標以上の費用削減を達成するなど、管理業務の効率化に向けても多様な取組を行った。
- ・ 特に、理事長を中心に迅速な意志決定と速やかな実行を推進するとともに、外部有識者による評議員会を設置し研究所運営のあり方や今後の展望について助言を得る体制を構築するなど、戦略的な研究所運営は極めて高く評価できる。
- ・ さらには、社会的に喫緊の重点研究課題に対し、人員・資金など限られた研究資源を適切かつ集中的に投入することにより研究所成果の早期社会還元を図っている。その成果の質の高さは、査読付論文の質及び量、また、多岐にわたる学会からの多くの受賞に表れている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な 研究所運 営	I (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年度に策定した、「研究所運営の基本方針」に基づいて迅速な意志決定と速やかな実行を推進したこと、国土交通省はじめ関係行政機関・民間団体との情報交換や人事交流を精力的に行い、研究所職員と理事長とのきめ細かな意見交換会を実施。 ・ 理事長を中心とする経営戦略会議にて柔軟な組織運営を行うと共に、外部有識者による評議員会を設置し研究所運営のあり方や今後の展望について助言を得る体制の構築や全職員との意見交換を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理者なども含めた外部ニーズを幅広く収集するための意見交換について検討されたい。
効率的な 研究体制 の整備	I (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究領域制を設けるとともに室制度を廃止して基本的コア組織としての研究チームを編成。 ・ 分野別に充実した研究主監制度により、研究レベルを世界的水準に保つとともに、研究主監のリーダーシップによりスムーズな研究体制・システムとなっていること、緊急的・横断的なテーマに機動的・効率的・重点的に研究が実施できる研究組織を強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究体制の見直しの検討は毎年必要であるが、必ずしも若手の育成につながることも限らず、場合によってはそれを難しくしていることもあるなど、その実行については慎重に判断することが大切である。
質の高い 研究成果 の創出	II (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要性・緊急性の高い研究として位置づけた重点研究課題に対する研究費の全研究費に対する配分比率の実績値は 74.7% (目標値は 60%程度以上)。 ・ 特定萌芽的研究については、年度途中での追加募集を含めて 20 年度には 13 件中3件の追加採択を含め、内部評価委員会及び外部評価委員会の評価に基づく5件の多様な特定萌芽的研究を選定。 ・ 共同研究については過去最高の 75 件(目標値は 60 件程度)、国外の国際会議においての研究発表については平成 20 年度には 67 件(目標値は 60 件程度)をそれぞれ行い、目標を達成するとともに、研究者の国外への派遣、外部研究者の受け入れなどの幅広い手段による研究交流を積極的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 萌芽的研究制度は研究者の意欲持続には不可欠であり、充実を期待する。 ・ 研究所の実績が、アジア諸国等においても十分生かされるような国際標準化につながるよう、引き続き推進して欲しい。
査読付論 文の発表	II (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 査読付論文発表は148編(目標値125編)。英文に関しても80編を発表(目標値70編)。 ・ これらの論文・発表は、多分野に渡る各種学会・協会・国の機関などを含めて 16 の論文賞・技術開発賞を受賞。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術論文の発表・公表に関しては、国際的に高い評価を受けている論文集への投稿もさらに促したい。
災害発生 時の迅速 な支援	II (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外で発生した地震・津波・高潮高波・海上流出油事故災害に積極的に研究所の専門家チームを速やかに派遣。 ・ 20 年度に始動した TEC-Force (緊急災害対策派遣隊)などの派遣実績や、サイクロン・ナルギスの高潮被災調査にあたってはミャンマーが受け入れる初の海外調査団の一員として研究者を派遣。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害を未然に防止するためにも効率的な港湾・空港インフラの劣化診断・調査や維持・更新技術の適用・普及などの自治体向け活動にも貢献して欲しい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見 (H21.12.9) (個別意見)

- ・ 本法人の組織体制の整備については、整理合理化計画において、平成 22 年度末までに行政職職員の人員を 18 年度に比べ2割削減することとしているが、その進捗状況について業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、行政職職員の削減状況を明らかにした上で、評価すべきである。

法人名	独立行政法人電子航法研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平澤 愛祥)
目的	電子航法に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 電子航法に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.enri.go.jp/index.shtml 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	極めて順調	1. 極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目VII.までは第2期中期計画における項目を表す。 5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)研究実施体制の効率化	3点	4点	S				
(2)人材活用に関する計画	3点	4点	S				
(3)業務運営の効率化	2点	4点	S				
(4)施設・設備利用の効率化	2点	3点	S				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)重点研究開発課題の設定	3点	4点					
(2)基盤的研究	3点	4点					
(3)国の推進するプロジェクト等への参画	3点	4点	SS				
(4)競争的資金	3点	4点					
(5)研究者の資質向上	3点	4点					
(6)共同研究・受託研究等	3点	4点					
(7)国際交流・貢献	3点	4点	S				
(8)人材交流	2点	4点					
(9)研究成果の普及、成果の活用推進等	3点×2 2点×1	4点×2 3点×1	S				
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	2点	3点					
(2)収支計画	2点	3点					
(3)資金計画	2点	3点	A				
4.短期借入金の限度額	—	—					
5.重要財産の処分計画	—	—					
6.剰余金の使途	—	3点					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	—	—	A				
(2)人事に関する計画	2点×2	3点×2	A				
I.業務運営の効率化							
(1)組織運営				4点	4点	4点	
(2)人材活用				4点	4点	4点	
(3)業務運営				4点	4点	4点	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)社会ニーズに対応した研究開発の重点化				4点×3	4点×3	4点×3	
(2)基盤的研究				3点	4点	4点	
(3)研究開発の実施過程における措置				4点	4点	4点	
(4)共同研究・受託研究等				3点	4点	4点	
(5)研究成果の普及、成果の活用促進等				4点×2	4点×2	4点×2	
III.予算、収支計画及び資金計画				3点	4点	4点	
IV.短期借入金の限度額				—	—	—	
V.重要財産の処分計画				—	—	—	
VI.剰余金の使途				—	—	3点	
VII.その他業務運営に関する事項				3点	3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果 (H21.8.28) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 研究業務においては、燃料費および CO2 の削減効果が期待できる洋上空域における管制間隔の短縮、混雑空港の安全性向上及び処理容量拡大に向けた統合型空港面監視センサの導入、MSAS を利用した進入 (CAT-I) 導入に向けた整備などの行政施策に直結する、高いレベルの研究成果を上げている。さらに、国内外の研究機関や大学等と積極的に共同研究を行い、これまでの研究成果を社会に還元すべく、技術指導を行う相手先開発企業とともに、委託開発事業に応募し採択されたことは、評価できる成果といえる。
- 業務運営においては、航空交通管理に関する我が国初のロードマップとなる「研究長期ビジョン」をとりまとめ、日本航空宇宙学会の「航空ビジョン」策定作業に委員を派遣してビジョンの一体化に努めたり、行政の長期ビジョン策定作業に委員等を派遣して積極的に行政をサポートするなど、航空交通管理システムの中核的研究機関としての役割を果たしている。
- さらに、平成 21 年3月に将来の ATM/CNS をテーマとしたアジア初の国際ワークショップを開催し、本ワークショップを契機に NASA 等の欧米研究機関との研究協力が大きく前進するなど、将来の航空交通管理システムに関する国際交流・貢献を図ったことは、高く評価できる点である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材活用	I (2)	<ul style="list-style-type: none"> 職員の任用では、インターンシップや連携大学院制度などで大学との連携を強化し、若手研究者の育成に積極的に取り組んでいる。 外部人材の活用では、大学、研究機関、エアライン等から 26 名の外部人材を活用。 人材の育成では、キャリアパスに関する指針 (キャリアガイドライン) に基づく「研修指針」を新たに策定し、各研究員が全ての研修カリキュラムを履修できるよう研修計画を作成し、長期的な人材育成を目指した研修・訓練を実施する体制を整備。 	—
業務運営	I (3)	<ul style="list-style-type: none"> 外部コンサルタントを活用しつつ所内に「内部統制検討委員会」を設置し、理事をオフィサー、各課長・領域長をマネージャーとするコンプライアンス体制を構築。 「随意契約見直し計画」に基づき、少額随契以外は原則一般競争入札に移行することとした基本方針を着実に実行。その結果、特命随意契約は前年度の5件から3件へと4割減少。また、一者応札率が高くなる傾向にあったが、応札者増加に向けた取り組みを強化し、平成 19 年度の一者応札率 85.2%に対して、平成 20 年度は 72.7%と約 13%低減。 	—
社会ニーズに対応した研究開発の重点化	II (1)	<ul style="list-style-type: none"> 「①空域の有効利用及び航空路の容量拡大に関する研究開発」として、重点研究開発4課題を実施。 「②混雑空港の容量拡大に関する研究開発」として、重点研究開発4課題を実施。 「③予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発」として、重点研究開発6課題を実施。 	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> 研究業務においては、燃料費および CO2 の削減効果が期待できる洋上空域における管制間隔の短縮、混雑空港の安全性向上及び処理容量拡大に向けた統合型空港面監視センサの導入、MSAS を利用した進入 (CAT-I) 導入に向けた整備などの行政施策に直結する、高いレベルの研究成果を上げている。
研究成果の普及、成果の活用促進等 ③国際協力等	II (5)	<ul style="list-style-type: none"> ENACより受け入れた研修生3名に対して、トラジェクトリ関連、電離層モデル作成、ミリ波による物体検出の技術指導を実施。 将来の ATM/CNS をテーマとしたアジア初の国際ワークショップを開催し、将来の航空交通管理システム実現に向けて、日・欧・米の研究者が国際的な技術情報を交換。ICAO などの国際会議や学会、シンポジウムで積極的に研究発表を行い、昨年度の 58 件を大幅に上回る 77 件を達成。特に、ICAO が主催する会議で発表した 28 件は、ICAO が発行するマニュアル等に反映されるなど、国際標準の策定に大きく貢献。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際協力という意味ではたくさんのことをして高い評価ができる。 しかし、国際的な賞の受賞や、成果の国際基準化などの質的な成果について明確に記すべき。 小さい研究所が行う国際協力なので、戦略を定めて集中的に行う必要があるように思う。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見 (H21.12.9) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人航海訓練所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:湯本 宏)
目的	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。
主要業務	1 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対する航海訓練。2 航海訓練に関する研究。3 前二号の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:杉山 武彦)
ホームページ	法人: http://www.kohkun.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	順調	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	3点	A	3点	4点	4点	
(2)人材の活用	2点	3点	A	3点	3点	4点	
(3)業務運営の効率化	2点×2	3点×2	A×2	3点×3	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)航海訓練の実施	3点×1 2点×8 1点×1	4点×1 3点×9	A×4	3点×9	4点×3 3点×6	4点×5 3点×4	
(2)研究の実施	2点×2	3点×2	A×2	3点×2	3点×2	4点×1 3点×1	
(3)成果の普及・活用促進	3点×1 2点×3	4点×1 3点×3	S×1 A×1	4点×1 3点×2	4点×3	4点×3	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)			A				
(1)自己収入の確保	2点	3点		3点	3点	3点	
(2)予算、収支計画及び資金計画	2点	3点		3点	3点	3点	
4.短期借入金の限度額	-	-		-	-	-	
5.重要財産の処分計画	2点	-		-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-		-	3点	3点	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	-	A	3点	3点	3点	
(2)人事に関する計画	2点	3点	A	3点	3点	4点	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画・年度計画に基づき、業務運営の効率化、教育体制及び訓練内容の充実など、全般に継続的な努力を行っており、確実な取り組みにより成果が明確に出ている。
- 危機管理・安全管理意識の醸成に向けて努力している。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化の推進	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20年8月31日に連絡調整室(東京)を廃止するとともに、教育部内の業務を見直し、企画体制の充実及び業務の効率化を図ったことにより、陸上職員1名を縮減。 • 小型練習船が持つべき機能について、技術的な検討を行い、平成22年度の予算化に向けて海事局との協議を実施。 • また、タービン代替訓練技術検討委員会に委員を派遣し、タービン練習船廃止後の代替訓練のあり方に関する検討に参加。 	<ul style="list-style-type: none"> • 連絡調整室を廃止するとともに、教育部業務の見直し、及び同組織の再編により、職員1名を削減したことは、年度計画を上回る業務の効率化を達成しており、中期計画を見据えた確実な取り組みとなっている。
航海訓練の実施	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成18年度から継続している指導要領等のSTCW条約項目順への編成について、海技教育機構海上技術コース(航海・機関)の 	<ul style="list-style-type: none"> • 外国人船員養成に積極的かつ継続的に取り組んでいるほか、実習生定員に対する充足率を増加させており、多種・多人数の実習

		<p>実習に係る「指導要領」を改訂。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度配乗計画は、内航業界の要望による六級海技士(航海)課程を3回 68 名に拡大し、計 48 名の航海訓練を実施。 外航業界の要望を受けて、昨年度に試行した外国人船員養成(フィリピン MAAP 校)は、実習時期を4月の年度初頭に変更するとともに、46 名を実施。 実習生の自主学習のため、教育現場に即した英会話ウェブ教材を作成。 社船実習に伴う教育体制の見直しにより、大学航海科の帆船実習に係る「指導要領」の改訂。 	<p>生配乗にもかかわらず、再指導を徹底するなどの教育の充実により、高い修了率を維持している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育現場に即した英会話ウェブ教材を作成し、自主学習による教育に努めている。 社船実習に伴う教育体制の見直しにより、大学航海科の帆船実習にかかる指導要領の改訂を行い、均質な実習訓練のための基礎を構築し、向上に繋げている。 <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から開始した民間会社の船舶による6ヶ月間の実習訓練は、各会社及び船舶毎に取り組み姿勢や、実習内容に差が生じることが予想される。民間会社で実習訓練を受けた実習生全員が、一定レベル以上の成果を得て修了できるように、各会社、船舶に対し、徹底的な検証ならびに指導が必要と思われる、それらを実施する際には、航海訓練所が参画し、その知見を活用することを期待する。
安全管理の推進、自己点検・評価体制の確立	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 安全に関する自己点検及び見直し会議を定期的実施するとともに、本所及び各練習船に対する内部監査を積極的に実施し、安全管理マニュアルを適正に維持。なお、任意 ISM 年次審査(本所)及び中間検査(練習船3隻)を受検。 各練習船に対する ISPS 内部監査を実施し、船舶保安体制を適正に維持。また、2隻の練習船が定期検査を受検。 平成 18 年度、19 年度の実施結果を踏まえ、評価に関して練習船教育査察規程を改定。 各練習船に対して、教育査察及び資質基準システム(QSS)内部監査を実施し、適切に航海訓練に関する自己点検・評価体制を維持、改善。 安全に特化した安全推進会議を開催。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> SMS(安全管理体制)の更なる向上のためにも、チェック機能をしっかりとかけていただきたい。
研究成果等海事に係る知見の普及・活用	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究時報1回(掲載計1編)及び調査研究諸報2回(掲載計14編)を発行し、所内外関係先に配布。 ホームページに各研究成果の概要を掲載し、研究成果の活用を推進。 論文発表を 11 件(年度目標値の 1.8 倍)、学会発表を 13 件(年度目標値の 2.2 倍)実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境汚染に関する研究をはじめとして、内外の学会での発表等、目標値を大幅に上回る成果をあげている。
海事思想普及等に関する業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 寄港要請に対応して、練習船の一般公開を 25 回実施し、合計 102,102 名の見学者を受け入れ。 小中学生を対象にした練習船見学会を 31 回実施し、合計 1,541 名の児童・生徒の見学を受け入れ。 小学校、児童館を訪問して、海や船の話をする訪問型海洋教室を 26 回実施。(参加者 2,774 名) 平成 19 年度から実施している、出入港における帆船の体験乗船を行い、30 名を受け入れ。 船上におけるセイルドリルの見学を4回開催し 97 名の見学者を受け入れ。 海王丸において、青少年を対象とした体験航海を7回(国内6回、遠洋航海1回)実施し、合計 100 名の参加者を受け入れ。 	<ul style="list-style-type: none"> 10 万人を超す見学者を受け入れるなど、海事思想普及に向けて積極的に取り組んでいる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・該当なし。

法人名	独立行政法人海技教育機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小堀 欣平)
目的	船員(船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。)に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授。2 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究。3 前二号の業務に附帯する業務。4 国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第八条第二項の規定による同条第一項の講習)の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:杉山 武彦)
ホームページ	法人: http://www.mtea.ac.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、項目別評価は、5、4、3、2、1の5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成18年4月に(独)海技大学校と(独)海員学校が統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載。
<項目別評価>				
1.業務運営の効率化				
(1)組織運営の効率化	3点	3点	4点	
(2)人材の活用	3点	4点	3点	
(3)業務運営の効率化	3点×3	3点×3	4点×1 3点×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上				
(1)海技教育の実施	4点×1 3点×11	4点×5 3点×7	4点×6 3点×6	
(2)研究の実施	3点	4点	4点	
(3)成果の普及・活用促進	4点×1 3点×2	4点×3	4点×2 3点×1	
3.予算				
(1)自己収入の確保	3点	3点	3点	
(2)予算、収支計画及び資金計画	3点	3点	3点	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	
5.重要財産の処分等に関する計画	—	—	—	
6.剰余金の使途	—	—	—	
7.その他業務運営に関する事項				
(1)施設・設備に関する計画	—	—	3点	
(2)人事に関する計画	3点	3点	4点	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画・年度目標に基づき、産業界のニーズに対応した積極的な取り組みが実施され、効率的な業務運営がなされるとともに、地道な品質向上施策が各項目の達成に結び付き、将来に繋がる内容になっている。
- 専修科の応募者が増加し、本科・専修科ともに就職率が昨年を上回っている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																								
実務教育	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 次の6コースの教育を実施している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育コース名</th> <th>実績</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運航実務コース</td> <td>1,999名</td> <td>745名</td> </tr> <tr> <td>海事教育通信コース</td> <td>125名</td> <td>135名</td> </tr> <tr> <td>水先コース</td> <td>76名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶保安管理者コース</td> <td>568名</td> <td>96名</td> </tr> <tr> <td>外航基幹職員養成コース</td> <td>28名</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>国際協力コース</td> <td>41名</td> <td>50名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,837名</td> <td>1,046名</td> </tr> </tbody> </table>	教育コース名	実績	定員	運航実務コース	1,999名	745名	海事教育通信コース	125名	135名	水先コース	76名		船舶保安管理者コース	568名	96名	外航基幹職員養成コース	28名	20名	国際協力コース	41名	50名	合計	2,837名	1,046名	<ul style="list-style-type: none"> • 海運業界のニーズを把握し、運航実務・船舶保安コースでは、年度計画を大きく上回る応募者に対して効率的に対応するとともに、通信コース・水先コースなどにおいても積極的に実績をあげ、さらに国外での講習も拡大するなど、自己収入の増加にも努めている。
教育コース名	実績	定員																									
運航実務コース	1,999名	745名																									
海事教育通信コース	125名	135名																									
水先コース	76名																										
船舶保安管理者コース	568名	96名																									
外航基幹職員養成コース	28名	20名																									
国際協力コース	41名	50名																									
合計	2,837名	1,046名																									
合格率、就職率	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 各課程の合格率は次のとおり目標を達成(()内は昨年実績)。特に、本科の合格率は、昨年から、さらに大幅に向上している。本科 四級海技士(航海及び機関)90.8%(76.0%) 	<ul style="list-style-type: none"> • 模擬口述試験の実施など、実態に則した多様な取り組みにより、学校によっては合格率が100%に達するなど、本科における合格率が著しく向上している。 • 就職状況が全体的に悪化している中、会社 																								

		<p>専修科 四級海技士(航海及び機関)93.7% (93.3%) 海技専攻課程(三、四、五級海技士)93.8% (93.8%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全課程の海事関連企業への就職率が昨年と同等程度となり、目標を達成(()内は昨年実績)。 本科 93.8% (91.5%) 専修科 96.1% (96.7%) 海上技術コース 96.0% (95.9%) 	<p>訪問など地道な取り組みとあらゆる施策により、年度計画を上回る高い就職率を維持している。</p>
成果の普及・活用促進、研究の公表	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 以下のとおり、研修員の受け入れ、委員の派遣を行い、技術移転を推進。 (研修員の受け入れ) <ul style="list-style-type: none"> 財団法人日本造船技術センターの要請による5カ国計8名の研修員の受入れ。 船社等の要請による船社等の社員に対する調理研修(5回、34名)。 東京海洋大学教育実習生2名を受入れ。 (講師、委員の派遣) <ul style="list-style-type: none"> 財団法人日本水路協会より講師派遣の依頼による独立行政法人国際協力機構への講師の派遣(4カ国6名が受講)。 8機関の関係委員会に、専門分野の委員として延べ36名を派遣。 次のとおり目標値を達成するとともに、教育・研究成果を普及。 <ul style="list-style-type: none"> 論文発表又は国際学会発表8件、国内学会発表等9件 平成19年度研究発表会(20年6月) 平成20年度研究報告書(21年6月) ホームページ上で研究成果を外部へ公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外を含めて、研修員の受け入れ及び委員等の派遣実績は、年度計画を大きく上回り、技術移転を積極的に進めている。 年度計画を上回る研究発表を行っており、成果の普及も積極的に行っている。
海事思想の普及等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 次のとおり目標値を達成し、教育・研究成果及び海事思想を普及。 <ul style="list-style-type: none"> 公開講座、特別講演の開催6回 練習船による体験航海50回(昨年度51回) 前年に引き続き、本部及び各学校のホームページについて、提供情報の更新、内容の充実など改善に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織の活性化は国民の関心の高まりにも比例する。その意味において一般国民に対する海事思想普及に一層の努力を期待したい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・該当なし。

法人名	独立行政法人航空大学校(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:殿谷 正行)
目的	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者の養成。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:杉山 武彦)
ホームページ	法人: http://www.kouku-dai.ac.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	順調	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	3点	A	3点	3点	4点	
(2)人材の活用	2点	3点	A	3点	4点	4点	
(3)業務運営の効率化	3点×1 2点×2	4点×2 3点×1	S×1 A×3	3点×5	3点×5	4点×1 3点×4	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)教育の質の向上	3点×2 2点×4	4点×2 3点×4	S×1 A×5	3点×5	4点×1 3点×4	4点×4 3点×1	
(2)航空安全に係る教育等の充実	2点×3	3点×3	A×3	3点×4	4点×1 3点×3	3点×4	
(3)他機関との有機的連携			A				
(3)航空技術安全行政への技術支援機能の充実				3点×2	3点×2	3点×2	
(4)成果の活用・普及	2点×2	3点×2	A×2	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	
(5)企画調整機能の拡充				3点	3点	3点	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)	2点	3点	A	3点	3点	3点	
4.短期借入金の限度額	-	-		-	-	-	
5.重要財産の処分計画	-	-		-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-		-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	3点	A	3点	3点	3点	
(2)人事に関する計画	2点	3点×2	A	3点×2	3点×2	3点	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 航空大学校の教育・訓練目的に沿って着実な業務運営がなされており、航空輸送の基幹的操縦士要員教育機関として、極めて積極的に努力されていると評価する。
- 中期計画・年度計画に基づき業務の効率化、組織運営の見直しや経費の縮減などのマネジメントは計画どおり推移しており、シラバスの工夫や教育規程の改正などによる教育内容の工夫なども図られ、順調に業務運営が推移している。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材の活用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、航空局等と人事に係る情報交換を積極的に行い、操縦、整備、運用、事務等多岐にわたる職種の人事調整に努め、最新の航空行政の情報を業務運営に活かすべく、職員の約24%(28名)について、国等との人事交流を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画の目標値を大幅に上回る人事交流を達成している。
ヒューマンファクター問題への対応を含む航空安全に関する調査・研究	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 新シラバスによる学生訓練実施要領等の検証を行い、一部の訓練科目(540km単独飛行)について訓練方法の見直しが行われシラバスに反映。 国際協力の枠組みの下、教官をインドネシアに派遣し、航空安全に係る協力に向けた 	<ul style="list-style-type: none"> 訓練方法の一部を見直し、シラバスに反映したことにより、訓練効率の向上だけでなく、学生の技量の一層の向上や安全運航を図ったことは優れた実施状況である。 教育の質の向上に向けた取り組みが訓練の適性化につながられている。

		<p>実態調査を実施(7月)。また、国内の指定養成施設に教官を派遣し、乗員養成の実態調査を実施(平成20年11月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> • MPLに関するワーキンググループに教官を参加させ、国際基準についての調査研究を実施(平成20年6月、9月、11月、21年3月)。 • 訓練中のヒューマンファクターに関する事例について、パイロットレポートやメンテナンスレポートの形で報告を収集し、各校の安全委員会等で事例紹介を行い周知。また、報告された事例を基に、学生が訓練中にヒューマンエラーを起こしにくいような訓練手順を検討し、学生訓練実施要領を改正。 	<ul style="list-style-type: none"> • ヒューマンファクターに関して、報告事例を基に、学生が訓練中にヒューマンエラーを起こしにくい訓練手順が検討され、学生訓練実施要領の改正が行われている。(総合評価) • 安全意識の醸成やヒューマンファクターへの取り組みなど、更に進化させて頂きたい。
受験者数の拡大、現行の入学試験の内容等の評価等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20年度の年間養成学生数は72名を確保。 • 平成21年度入学試験から受験資格に制限を設けたが、平成21年度入学試験における受験者数は例年並みの648名を確保。 • 新たに学校内にプロジェクトチームを設置し、更なる受験者拡大のための方策等について検討。 • 航空会社の採用担当者と入社要件等について意見交換(平成21年3月)を行うとともに、平成21年度入学試験から身体検査合格基準の一部(視力要件等)緩和並びに入試内容及び実施方法の一部について改善が図られている。また、平成17年度から導入した総合適性試験(筆記による操縦士適性試験)の有効性に関し、当該成績と入学後の成績の相関について、引き続き検証。 	<ul style="list-style-type: none"> • 例年並の受験者数が確保され、受験者拡大に向けた継続的な広報活動の取り組みの努力がされている。 • 身体検査合格基準の一部緩和や入試内容等の改善により、一部の学生であっても新たな門戸を開くことにつながられている。
航空安全に係る教育等の充実	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 安全運航を確保するために、毎月安全スローガンを掲げ、安全委員会を中心に学生及び教職員等の安全意識向上のための活動を推進。 • 平成18年度に航空大学校帯広分校が実施した教育研究飛行に関し、平成20年7月の航空局の調査において、必要な試験飛行等の許可を受けずに飛行したことに対し文書による注意を受けたが、直ちに業務執行の改善に取り組み、組織を上げて再発防止への適切な措置が執られている。 • 総合安全推進会議は、安全監査プログラムを策定し、本校及び分校に対し安全監査を実施(帯広分校:平成20年10月、仙台分校:平成20年12月、宮崎本校:平成21年2月)。各校においては、整備業務委託先の監査を実施。また、総合安全推進会議は半期毎に各校の安全委員会から安全業務計画の進捗状況等の報告を受け、その評価を実施。 • 各校において、管制官との意見交換を実施。更に教職員をJAL航空安全啓発センター及びANAグループ安全教育センターに派遣し、安全意識の更なる向上のための安全研修を実施(平成21年2月)。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 航空大学校の教育/訓練目的に沿って着実な業務運営がなされており、航空輸送の基幹的操縦士要員教育機関として、極めて積極的に努力されていると評価する。
民間操縦士養成機関の育成・振興、航空思想の普及、啓発	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成19年度に作成した自家用操縦士の定期訓練シラバスについて、フォローアップのための意見交換を実施。 • 操縦士養成機関連絡会議を開催し、民間操縦士養成機関の育成・振興を推進するため情報交換等を実施(平成21年3月)。 • 各校において、「空の日」行事、「航空教室」(14回)や「市民航空講座」(9回)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 目標値を超える講座、教室を開催し、また、子供霞ヶ関見学デーの出展など、一般国民に対する航空思想の普及に貢献している。 • 地元との親睦等に努め、航空大学校の訓練に対する理解が深められている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

• 該当なし。

法人名	自動車検査独立行政法人(平成14年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:竹内 浄)
目的	自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。
主要業務	1 自動車が保安基準に適合するかどうかの審査。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	自動車検査分科会(分科会長:大聖 泰弘)
ホームページ	法人: http://www.navi.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h20jissemi.htm

中期目標期間 4年(平成19年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 第1期中期目標期間の評価では、項目3から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営	2点	3点	3点	S			
(2)人材活用	2点	3点	3点	A			
(3)業務の効率化	2点	4点	3点	S			
(4)主要な業務・システムに係る監査と最適化計画の検討		—	3点	A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底	3点×1 2点×1	4点×1 3点×1	3点×2	S			
(2)審査に係る利用者の方々の利便性の向上	2点×3 1点×1	4点×1 3点×2 2点×1	3点×3 2点×1	B			
(3)適正かつ効率的な審査業務の実施の促進	3点×1 2点×1	4点×2	4点×1 3点×1	S			
(4)国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施	3点×1 2点×3	5点×1 4点×2 3点×1	4点×1 3点×3	S			
(5)国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力	2点×3	4点×1 3点×2	3点×3	A			
(6)自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保	2点×4	3点×4	4点×1 3点×2	A			
(7)国際的視野に立った業務のあり方の検討	2点	3点	3点	A			
(8)海外技術支援発展途上国等からの技術協力要請に応じた自動車検査に関する専門技術的な支援	2点	3点	3点	A			
3.予算	2点	3点	3点				
4.短期借入金	—	—	—	A			
5.重要財産の処分計画	—	—	—				
6.剰余金の使途	—	—	—				
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	3点	3点	A			
(2)人事に関する計画	2点×2	3点×2	3点	A			
I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底					4点×1 3点×8	4点×5 3点×4	
2.検査情報の電子化等による検査の高度化					5点×1 4点×2 —×1	4点×1 3点×3	
3.受検者等の安全性・利便					4点×1	4点×4	

性の向上					3点×4	3点×1
4.自動車社会の秩序維持					4点×2 3点×3	4点×3 3点×2
II.業務運営の効率化						
1.組織運営					4点×1 3点×1	3点×2
2.業務運営					3点×3	4点×1 3点×2
3.主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等					3点	3点
III.予算、収支計画及び資金計画					3点	3点
IV.短期借入金の限度額					—	—
V.重要財産の処分計画					—	—
VI.剰余金の使途					—	—
VII.その他業務運営に関する事項						
1.施設及び設備に関する計画					3点	3点
2.人事に関する事項					3点	3点

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査独立行政法人は、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務を実施するため、組織を挙げて不当要求の防止に取り組み、平成20年度は前年度から発生件数が大幅に減少するなど効果を上げている。 審査結果の電子化等による検査の高度化に取り組んでいるほか、不正改造車の排除、自動車社会の秩序の維持にも積極的に取り組んでいる。 受検者等の事故発生件数の大幅減少、検査コースの閉鎖時間の削減も進んでおり、法人の業務実績は順調であると評価。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
不当要求防止対策の充実	I 1	<ul style="list-style-type: none"> 前年度評価を踏まえ、警報装置作動による複数職員による対応、警察への通報など不当要求者への組織的対応に努め、平成20年度の発生件数は491件と前年度に比して26%減少。 全事務所等において、不当要求への対応についての自己点検、不当要求防止責任者の選任及び検査コースの巡回、防犯設備の設置などを実施。 不当要求が多く発生している16事務所等の警備の強化、84事務所等における110回の緊急事態を想定した実地訓練などを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 不当要求に対して各種の対策を実施し、未然防止にも努めており、優れた実施状況にある。 <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不当要求や受検者等の事故について、これまでの対策が件数の減少につながっていると考えられるが、職員の異動等があっても対策の効果を維持できるよう、引き続き発生防止に取り組むことが必要。
受検者等の事故防止対策の実施	I 3	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度安全衛生実施計画を策定し、事故ゼロの取組み、マルチテストによる受検車両損傷事故等の防止、安全作業マニュアルに基づく作業の徹底などを重点事項として定めており、各種会議等において周知職員の意識改革を図っている。 各事務所等において事故原因の分析及び対策の実施を徹底するとともに、本部から事故速報及び四半期毎の事故発生状況を発出しており、会議等の機会にも事故事例及び対策を説明し共有することにより同種の事故の再発防止に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 事故防止に取り組んだ結果、事故件数の削減率は目標を大きく上回っており、優れた実施状況にある。 <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不当要求や受検者等の事故について、これまでの対策が件数の減少につながっていると考えられるが、職員の異動等があっても対策の効果を維持できるよう、引き続き発生防止に取り組むことが必要。
一般管理費及び業務経費の効率化目標	II 2	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費については、一括契約(消耗品)の拡充、契約案件集約化、システム最適化計画及びコピー用紙の両面印刷等を図り、前年度に比して5%抑制。 業務経費については、節電、コピー用紙の両面印刷等を図り、前年度に比して4.5%抑制。 中央実習センターの管理・運営業務及び関東検査部管内の検査機器の保守管理業務について、民間競争入札を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び業務経費の効率化を図っており、目標を上回る抑制を達成できたことから、優れた実施状況にある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
--

法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：石川 裕己）
目的	鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための助成などの支援を行うことを通じて、大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等。2 船舶の共有建造等。3 高度船舶技術の研究開発及び実用化支援。4 運輸分野に関する基礎的研究。5 鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付。6 旧国鉄職員の年金等の給付に要する費用の支払等。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会（分科会長：家田 仁）
ホームページ	法人： http://www.jrtt.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	A	順調	<p>1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. ※印の項目に関しては、項目2.(4)と併せて評価している。また、*印の項目に関しては、項目1.(1)において評価している。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)総括的業務	2点×10	3点×9	3点×8	3点×8	A×2		
(2)鉄道建設業務	3点×1 2点×4	4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	S×2 A×2		
(3)船舶共有建造業務	2点×2	3点	3点	3点	A		
(4)造船業構造転換業務	2点				A		
(5)国鉄清算業務	2点	3点	3点	3点	A		
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)鉄道建設業務	3点×6 2点×3	5点×3 4点×4 3点×1	5点×1 4点×3 3点×4	4点×4 3点×4	SS×1 S×3 A×2		
(2)船舶共有建造業務	2点×4	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	A×2		
(3)鉄道助成業務	2点×6	3点×3	3点×3	3点×3	A×2		
(4)技術支援、調査研究開発、国際協力等業務	3点×4 2点×12	5点×1 4点×4 3点×5	5点×1 4点×2 3点×7	4点×4 3点×6	SS×1 S×3 A×1		
(5)造船業構造転換業務	2点	3点	3点		A		
(6)国鉄清算業務	3点×1 2点×2	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	3点×2	S×2 A×1		
3. 予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算、収支計画及び資金計画	2点	3点	3点	3点			
(2)総括的業務	3点×2	4点×2	4点×2	3点×2	S		
(3)船舶共有建造業務	2点×5	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	4点×2 3点×1	S×1 A×2		
(4)改造融資業務等の適正な処理	2点	3点	3点	3点	A		
(5)実用化助成業務			3点※	3点※			
(6)造船業構造転換業務	2点	3点	3点	3点	A		
(7)内航海運活性化融資業務	2点	3点	3点	3点	A		
4. 短期借入金の限度額	2点	3点	3点	3点			
5. 重要財産の処分計画	—	—	—	—			
6. 剰余金の使途	—	—	—	—			
7. その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	—	—	—	—			
(2)人事に関する計画	2点	3点*	3点*	3点*			
(3)契約に関する計画	2点	3点	3点	3点			
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)鉄道建設業務						4点×3 3点×6	
(2)船舶共有建造業務						5点×1 4点×1	
(3)鉄道助成業務						3点	
(4)技術力の活用、技術研究開発及び実用化に対する						4点×3 3点×1	

支援等							
(5)国鉄清算業務							3点×2
(6)業務全般に関する項目							3点×3
2.業務運営の効率化							
(1)組織の見直し							3点
(2)経費・事業費の削減							3点×2
(3)随意契約の見直し							3点
(4)資産の有効活用							3点
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算、収支計画及び資金計画							3点
(2)財務内容の改善							4点×1 3点×3
4.短期借入金の限度額							3点
5.重要な財産の譲渡等に関する計画							—
6.剰余金の使途							—
7.その他業務運営に関する重要事項							
(1)人事に関する計画							3点
(2)積立金の使途							—

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果 (H21.8.28) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期目標・中期計画の達成に向けて、各業務について全般的に着実、順調に業務を実施していると評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
鉄道建設コスト削減	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> コスト構造改善プログラムを策定。(20～24年度の5年間で、19年度比15%程度のコスト構造の改善を目標) 20年度のコスト改善の改善率3.4%。 	<ul style="list-style-type: none"> 改善率の具体的な内容、改善前の価格設定の状況などを明らかにするなど、さらに努力が必要である。
運輸技術に関する基礎的研究の推進	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 有用な基礎的研究をステップアップ研究として継続し、実用化につながる見通しを得た。 航空管制のヒューマンファクタに関する基礎研究等で成果を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 優れた結果が得られていると考えられるが、計画に挙げている項目は主に「着実・公正な制度運営」に関わるものであり、それらについての説明も必要。
随意契約の見直し	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 公告期間の下限、指名競争入札限度額を改め、包括的随意契約条項を削除、国と同様の基準とした。 競争性のない随意契約件数ベース43.5%(19年度50.9%) 金額ベース36.7%(19年度27.4%) 	<ul style="list-style-type: none"> JRの受託工事に関しては、その価格が適切であることを示す努力が必要。
資産の有効活用	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 箱根分室の鑑定評価を実施。一般競争入札を実施したが不調に終わった。 麻布分室等の一般競争入札の実施手続を進め、松戸宿舎等は麻布分室等の売却結果を踏まえ売却時期を検討することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 箱根分室の売却については、20年度の売却に向けて従来から積極的に対応しておくべきであった。
船舶共有建造業務に係る財務状況の改善	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 新規建造案件3件についてモニタリング委託を開始。 建造申込み28件について信用リスク調査など審査業務の一部を銀行系シンクタンク等に委託。 未収金回収を図ることが困難な事業者に対して弁護士等のアドバイスを受けて、債権回収を最大化。 当期総利益15億円を計上、繰越欠損金を同額削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 回収に当たっては、不況の実態を十分考慮して進めるべきであり、回収率にのみ拘る必要はないが、今後も継続的な経営改善努力をして、債務超過からの早期脱却と繰越欠損金の縮減に努められたい。 繰越欠損金の縮減経過を作成、公表すべきではないか。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見 (H21.12.9) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国際観光振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:間宮 忠敏)
目的	海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝。2 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営。3 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第11条第1項の規程による通訳案内士試験の実施に関する事務。4 国際観光に関する調査及び研究。5 国際観光に関する出版物の刊行。6 前各号の業務に附帯する業務。7 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成6年法律第79号)第11条に規定する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	国際観光振興機構分科会(分科会長:佐藤 喜子光)
ホームページ	法人: http://www.jnto.go.jp/jpn/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jiseki.htm
中期目標期間	5年(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	S	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. ※印のある項目は「評価済み」との記載あり。記載されている項目数は、以下のとおり。 ・2.(2): H16年度各2項目、H17年度～H19年度各1項目 4. 項目2.(3)の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	—	4点	4点	4点	S		
(1)組織運営	2点	3点	3点	3点	A		
(2)職員の意欲向上と能力啓発	2点	3点	4点	4点	S		
(3)業務運営の効率化の推進	3点×1 2点×2	4点×3	4点×1 3点×2	4点×2 3点×1	S		
(4)人件費削減の取組み			4点	4点	S		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)官民パートナーシップで諸外国との競争に立ち向かう外国人旅行者誘致活動	3点×2 2点×5	4点×3 3点×3 2点×1	4点×4 3点×3	4点×4 3点×3	S×4 A×2		
(2)効率的・効果的な業務運営の促進	3点×1 2点×4 ※	4点×2 3点×4 ※	4点×1 3点×5 ※	4点×1 3点×5 ※	S×1 A×3		
(3)事業成果の公表((3)情報の公開)	3点	4点	4点	4点	S		
(4)附帯する業務	2点	3点	3点	3点			
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)自己収入の確保	2点	3点	4点	4点			
(2)予算(人件費の見積を含む。)	2点	3点	3点	3点			
(3)収支計画及び資金計画	2点	3点	3点	3点	S		
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—			
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—			
6.剰余金の使途	—	—	—	—			
7.その他業務運営に関する事項							
(1)人事に関する計画	※	※	※	※			
(2)事業パートナーとの連携強化	※	※	※	※	A		
(3)査証発給手続きの簡素化・迅速化、輸送力の増強、入国手続きの簡素化等の施策に関する関係機関に対する要請	2点	3点	3点	3点			
I.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1.効率化目標の設定						4点	
2.総人件費改革						3点	
3.組織体制の整備						4点	
4.関係機関との連携強化						3点	
5.随意契約の見直し						3点	
6.民間からの出向者等の活用						4点	
7.プロパー職員の育成等						4点	
8.内部統制の公表						3点	
9.活動成果の明確化						3点	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1.海外宣伝業務						4点×2 3点×2	

2.国内受入体制整備支援業務						3点×2
3.国際会議等の誘致・開催支援業務						3点
III.予算、収支計画及び資金計画						
1.自己収入の確保						
2.予算(人件費の見積りを含む。)						3点
3.収支計画及び資金計画						
IV.短期借入金の限度額						—
V.重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画						—
VI.剰余金の使途						—
VII.その他業務運営に関する事項						
1.人事に関する計画						
2.積立金の使途						
3.その他中期目標を達成するために必要な事項						※

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 2010年に訪日外国人旅行者数を1,000万人にするのが我が国の目標達成に向けて、関係者と連携しながら各事業に積極的に取り組み、ビジット・ジャパン・キャンペーンの推進に貢献。
- 本部組織の再編、積極的な国内広報の実施、ウェブサイトのコンテンツ拡充、通訳案内士業務における民間競争入札の実施等、新たな取り組みを実施。
- 人件費削減、運営費交付金対象業務経費の削減等により業務運営の効率化を推進。

以上から平成20年度における法人の業務評価は順調であると評価。

(課題・改善点、業務運営に対する意見)

- 今後とも海外観光宣伝事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等により、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業への積極的な連携・貢献を図ること。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織体制の整備	I 3	<ul style="list-style-type: none"> 本部組織の改編による企画本部と事業本部の2本部制の開始、VJC実施事務局としての積極的な情報発信、事業提案等を実施。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部組織の再編、積極的な国内広報の実施、ウェブサイトのコンテンツ拡充、通訳案内士業務における民間競争入札の実施等、新たな取り組みを実施。 今後とも海外観光宣伝事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等により、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業への積極的な連携・貢献を図ること。
広告宣伝・メディア広報事業	II 1	<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトの情報コンテンツの大幅な見直し・拡充を行い、写真投稿、人気投票機能など参加型コミュニケーションツールも整備。 ウェブサイトアクセス数については、年度計画を大きく上回る約6,765万ページビューを達成。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部組織の再編、積極的な国内広報の実施、ウェブサイトのコンテンツ拡充、通訳案内士業務における民間競争入札の実施等、新たな取り組みを実施。 今後とも海外観光宣伝事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等により、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業への積極的な連携・貢献を図ること。
通訳案内士試験業務	II 2	<ul style="list-style-type: none"> 試験事務の公正性等を確保しつつ、試験運営を専門業者に委託するなど業務の効率化を実施。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部組織の再編、積極的な国内広報の実施、ウェブサイトのコンテンツ拡充、通訳案内士業務における民間競争入札の実施等、新たな取り組みを実施。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人水資源機構（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：青山 俊樹）
目的	水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 水資源開発基本計画に基づく次の施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築（イの施設の新築にあつては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築 イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設 ロ イの施設と密接な関連を有する施設。2 次の施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハの施設の管理にあつては、委託に基づくものに限る。） イ 水資源開発施設 ロ 愛知豊川用水施設 ハ 水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であつて、イ又はロの施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの。3 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事。4 1から3の業務に附帯する業務。5 1から4の業務の遂行に支障のない範囲内で行う委託に基づく業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	水資源機構分科会（分科会長：濱田 政則）
ホームページ	法人： http://www.water.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jiseki.htm
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	A	順調	1.総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2.項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の（ ）内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)機動的な組織運営	1点	3点	3点	4点	A		
(2)効率的な業務運営	2点	3点	3点	3点	A		
(3)事務的経費の節減	3点	4点	4点	4点	S		
(4)人件費の削減							
(5)事業費の縮減	2点	3点	3点	3点	A		
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上							
(1)計画的で的確な事業の実施 ※18年度計画のみ(1)業務執行に係る基本姿勢	3点×1 2点×1 0点×1	4点×2 3点×1	4点×1 3点×1 1点×1	4点×1 3点×2	S×1 A×2		
(2)的確な施設の管理	3点×2 2点×1	4点×2	4点×2 3点×1	4点×1 3点×2	S×1 A×2		
(3)災害復旧工事の実施	3点	3点	3点	3点	A		
(4)総合的なコストの縮減	3点	4点	4点	4点	S		
(5)環境保全への配慮	2点	4点	4点	4点	S		
(6)危機管理	2点	3点	3点	3点	A		
(7)工事及び施設管理の委託	2点	3点	3点	3点	A		
(8)関係機関との連携（建設）	2点	3点	3点	3点	A		
(8)関係機関との連携（管理）	2点	4点	3点	3点	A		
(9)説明責任の向上	2点	3点	3点	3点	A		
(10)事業関連地域との連携促進	2点	3点	3点	3点	A		
(11)技術力の維持・向上	3点	4点	4点	4点	S		
3.予算、収支計画及び資金計画 （財務内容の改善）					A		
(1)予算							
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	2点	3点	3点	3点			
5.重要な財産の処分等の計画							
6.剰余金の使途							
(1)一般積立金							
(2)その他積立金							
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	3点	3点	3点	A		
(2)人事に関する計画	2点	3点	3点	3点	A		
(3)積立金の使途	2点	3点	3点	3点	A		
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項	2点	3点	3点	3点	A		
1.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上							
(1)的確な施設の運用と管理						4点×2 3点×1	

(2)リスクへの的確な対応						3点
(3)計画的で的確な施設の整備						4点×2
(4)環境の保全						4点
(5)技術力の維持・向上と技術支援						4点
(6)関係機関との連携						2点
(7)水源地域等との連携						
(8)広報・広聴活動の充実						3点
(9)内部統制の強化と説明責任の向上						3点
2.業務運営の効率化						
(1)機動的な組織運営						
(2)効率的な業務運営						
(3)事務的経費の節減						4点
(4)総人件費改革に伴う人件費の削減						
(5)コスト構造改善の推進						3点
(6)事業費の縮減						
(7)適切な資産管理						3点
3.予算、収支計画及び資金計画						
(1)予算						
(2)収支計画						
(3)資金計画						3点
4.短期借入金の限度額						
5.重要な財産の処分等の計画						
6.剰余金の使途						
7.その他業務運営に関する事項						
(1)施設・設備に関する計画						
(2)人事に関する計画						
(3)積立金の使途						3点
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項						

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 全体的な評価としては、中期目標の達成に向けて順調な実施状況にあると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
リスク管理体制の整備 異常漏水、大規模地震等に備えた対策の強化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • リスク管理に関する基本規程を制定、リスク管理委員会を設置、業務継続計画(BCP)を策定。 • 大規模地震に対する耐震性照査を2施設、耐震補強等を2施設で実施。 • 水輸送用バッグの迅速な展開、保管方法等に関する現地確認作業、可搬式海水淡水化試験装置を用いた給水訓練を実施。 • 利根導水施設における非常時水供給方策を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> • 危機管理意識を職員にもさらに徹底された。 • 主要施設を対象とした耐震診断、耐震補強を推進する必要がある。 • 津波による利水機能への影響について検討する必要がある。 • 廃油の不法投棄等を未然に防止するための監視カメラやフェンス増設等の対策を講じる必要がある。
入札契約制度の競争性・透明性の確保	1(9)	<ul style="list-style-type: none"> • 建設工事の一般競争入札対象を1億円以上から6千万円以上に拡大。 • 建設コンサルタント業務等を技術的難易度の高い業務を1百万円以上、その他業務を5千万円以上で新たに一般競争入札を導入。 • 機械設備工事及び電気工事は予定価格250万円未満を除きすべて一般競争入札。 • 1者応札となった比率70.0%(19年度62.3%) 	<ul style="list-style-type: none"> • 一般競争入札に関する競争性の確保について、わかりやすい説明、筋道をたてたしっかりした対応が必要。 • 入札制度の改善に取り組んでいるものの、より一層、内部統制の強化と説明責任の向上に努め、引き続き透明性や公平性を高める必要がある。
総人件費改革に伴う人件費の削減	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 引き続き本給5%カット等を実施、平成17年度比6.0%削減。 • 対国家公務員指数116.8 	<ul style="list-style-type: none"> • 機構には特殊な事情があるとはいえ、対国家公務員指数116.8は外部から見ると高いととられるので一層の削減努力が必要。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人自動車事故対策機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:金澤 悟)
目的	自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。
主要業務	1 運行管理者への指導講習。2 運転者への適性診断。3 自動車事故被害者の治療施設の設置及び運営。4 介護料の支給。5 自動車事故被害者・遺児への生活資金貸付け。6 一部立替貸付け。7 自賠法による損害賠償保障の周知宣伝。8 自動車事故防止と被害者保護の調査研究。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	自動車事故対策機構分科会(分科会長:堀田 一吉)
ホームページ	法人: http://www.nasva.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jisseki.htm
中期目標期間	5年(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	3点	3点	A			
(2)人材の活用	2点	4点	4点	S			
(3)業務運営の効率化	3点×3 2点×12 1点×1	4点×4 3点×10 2点×2	4点×7 3点×8 2点×1	S×6 A×3			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務	3点×1 2点×5	4点×1 3点×5	4点×1 3点×5	S×1 A×4			
(2)適性診断業務	3点×1 2点×5	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	S×2 A×3			
(3)重度後遺障害者に対する援護	3点×2 2点×3 1点×3	4点×3 3点×3 2点×2	4点×3 3点×4 2点×1	S×2 A×1 B×1			
(4)交通遺児等に対する支援	2点	3点	3点	A			
(5)広報活動	2点×2	3点×2	3点×2				
(6)自動車損害賠償保障制度の周知宣伝	2点×2	3点×2	3点×2	A			
(7)情報提供	3点×1 2点×5	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	S×1 A×3			
3.予算、収支計画及び資金計画	2点	3点	3点				
4.短期借入金の限度額	—	—	—	A			
5.重要財産の処分計画	—	—	—				
6.剰余金の使途	—	—	—				
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	3点	3点	A			
(2)人事に関する計画	3点	3点	3点	S			
I.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化					3点	3点	
(2)人材の活用					3点	4点	
(3)業務運営の効率化					5点×1 4点×2 3点×6 1点×1	4点×4 3点×6	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務・適性診断業務					3点×2 2点×1	4点×1 3点×2	
(2)指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援					4点	4点	
(3)療護施設の設置・運営					4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	
(4)介護料支給等支援業務					3点×1 2点×1	3点×2	
(5)交通遺児等への生活資金の貸付					4点×1 3点×1	3点×2	

(6)自動車事故による被害者への情報提供の充実					4点	3点
(7)自動車アセスメント情報提供業務					4点×1 3点×5	4点×1 3点×5
(8)自動車事故対策に関する広報活動					3点	3点
Ⅲ. 予算、収支計画及び資金計画					3点	3点
Ⅳ. 短期借入金の限度額					—	—
Ⅴ. 重要財産の処分計画					—	—
Ⅵ. 剰余金の使途					—	—
Ⅶ. その他業務運営に関する事項						
(1)施設・設備に関する計画					2点	3点
(2)人事に関する計画					3点	3点

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 本法人は、自動車事故防止と自動車事故による被害者支援を大きな柱の業務として、社会的に重要な使命を担う独立行政法人であり、限られた人員のもとで業務運営の効率化を進めつつ、社会状況の変化に応じた新たな業務にも取り組んでいる状況にある。こうした中、平成20年度の業務の実績については、個別項目の多くは中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にあると認められる。
- 特に運転適性診断のIT化、運輸安全マネジメントへの積極的取組など自動車事故防止対策の推進、自動車事故による重度後遺障害者の治療・療護を行う療護センターの確実な運営、またその療護センター機能の一般病院への委託や被害者等に対する各種情報提供を行う相談窓口の周知・運営、介護料受給者宅を訪問し、直接、介護に関する相談や情報提供等を行う訪問支援サービスの強化など被害者支援の充実を進めた。
- これらの取り組みを通じた平成20年度の業務運営は、順調であると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化	I 1	<ul style="list-style-type: none"> • 管理体制のスリム化として管理職の配置に係る見直しを進め、18年度末比で14.4%(△28人)の削減を行い、整理合理化計画において定めた管理職の削減数以上を削減。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 確実な業務運営を行う上で、業務の一層の効率化を進めると同時に、更なる管理体制のスリム化を進めるなど、組織運営の効率化を図ることが求められる。
療護施設の設置・運営	I 3 II 3	<ul style="list-style-type: none"> • タスクフォースによる外部評価を受け、その結果をホームページ等で公表。 • 高度先進医療機器の有効活用を徹底させるため、各療護センターに医療機器の活用状況を報告させるとともに、有効活用推進を要請する等の取り組みを実施。 • 地理的要因等を勘案して一般病院に療護施設機能の一部を委託することにより、遷延性意識障害者の治療・看護機会の拡充を着実に実施。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一般病院への療護施設機能の一部委託については計画どおり病床数を倍増させるなど療護施設機能が拡充されたところであるが、療護施設により被害者ができるだけ多く救済されるよう、引き続き努力を期待する。 • 療護センターの認知度を向上させるため、療護センターPR用の三つ折りパンフレットを新たに作成し、各種イベントでの配布、福祉関係機関等への常置等を行うことにより、広く療護センターの周知を行うとともに、療護センターで日々実施されている治療・看護・リハビリ内容に焦点を当てた医療関係者向けのDVDを新たに作成し、国土交通省が指定する短期入院協力病院へ配布するなど、療護センターにおける治療・看護技術の伝播に努めた。
自動車事故対策に関する広報活動	II 8	<ul style="list-style-type: none"> • 「交通安全フェア」等の展示会に出展し、参加体験型として運転適性診断を実施するとともに会場では自動車等を紹介したビデオの放映、療護センター等に関するパネル展示、ポスター掲示、リーフレット配布等により機構及び自動車損害賠償保障制度等の周知宣伝活動を行い、広報に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 当機構が各種ツールを駆使して業務内容の周知宣伝に努めていることは認められるが、広く国民に当機構が認知されるよう効果的かつ戦略的な広報活動に期待する。 <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当機構全体に関する広報活動の充実に向け、更なる努力、改善を図るべきである。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人空港周辺整備機構（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：竹内 壽太郎）
目的	周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。
主要業務	1 空港周辺整備計画に基づく緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡。2 空港周辺整備計画に基づく航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡。3 空港周辺整備計画に基づく周辺整備空港に係る第1種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡。4 周辺整備空港に係る住宅騒音防止工事に関する助成。5 周辺整備空港の設置者の委託による、建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務。6 1から5の業務に付帯する業務。7 特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託による特定飛行場周辺地域の緑地帯その他の緩衝地帯の造成。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	空港周辺整備機構分科会（分科会長：盛岡 通）
ホームページ	法人： http://www.oeia.or.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h20jiseki.htm
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	S	順調	1.総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2.項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	3点	3点	3点	S	4点	
(2)人材の活用	2点	4点	3点	3点	A	3点	
(3)業務運営の効率化	2点×3 3点×1	5点×1 4点×2 3点×1	4点×2	4点×2	SS×1 S×3	4点×1 3点×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)業務の質の向上	2点×4	3点×4	3点×4	3点×4	A×5	3点×2	
(2)業務の確実な実施	3点×3 2点×3	5点×1 3点×5	5点×1 4点×2 3点×3	4点×2 3点×4	SS×2 A×4		
(2)内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施						3点×8	
(3)空港と周辺地域の共生	2点	3点	3点	3点	A		
(3)随意契約の見直し						4点	
(4)大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備						—	
(5)業務の確実な実施						4点×2 3点×3	
(6)空港と周辺地域の共生						3点	
3.予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)					S		
(1)予算	2点	4点	4点	4点		4点	
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—		—	
5.重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—		—	
6.剰余金の使途	—	—	—	—		—	
7.その他業務運営に関する事項	3点×1 2点×1	4点×2	4点×2	4点×2 3点×1	S×2 A×1	3点×2	
(1)人事に関する計画							

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- いずれの項目も評定が3以上であり、総合的な業務実績としては、「順調」と評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで事業第一部・事業第二部を統合し総務部及び事業部の2部制に再編。移転補償課を廃止。人員3名減。 	<ul style="list-style-type: none"> • 大幅な組織の再編を速やかに実施したことは、優れた実施状況にあると認められる。

事業費の抑制	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費について平成19年度比で19%に相当する額を削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画の目標値(平成19年度比で5%以上)を大幅に上回っており、優れた実施状況にあると認められる。
随意契約の見直し	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 競争性のない随意契約件数ベース14.1%(19年度31.7%) 金額ベース17.1%(19年度26.5%) 	<ul style="list-style-type: none"> 見直しの取組実績を総合的に勘案すると、優れた実施状況にあると認められる。
民家防音工事補助事業	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 更新調査単価を約40%減額。 空調機器の更新工事単価(設計金額)を約20%減額。 更新工事調査業者を競争入札で決定。 空調機器の更新工事を委任を受けて競争入札で決定する制度を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪では申請者からの委託が受けられなかったことから入札実施件数が少ない状況にあるものの、全体としてみれば優れた実施状況にあると認められる。
移転補償事業	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 福岡において、申請物件に係る指導、助言など事前の申請相談にきめ細かく対応、土地測量と建物調査の分離発注により物件調査を効率化。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理の迅速化を図り、事務処理期間が短縮されていることから、優れた実施状況にあると認められる。
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 繰越欠損金(平成19年度決算△89百万円)を解消。 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度で繰越欠損金の解消が図られたことは、優れた実施状況にあると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 民家防音事業については、年度計画において、「業務内容及び空調機の機能低下に係る調査項目の精査・見直しを図るとともに、空調機工事及び空調機機能低下に係る調査委託業務について、競争入札とすることにより事業費の縮減を図る。」「工事積算方法の精査・見直しを図り、積算の標準化及び定格化等により事務手続の迅速化・効率化を図る。」とされている。これに対し、空調機器の故障調査については、故障判定について従前の外部委託による調査から申請者の自己診断による判定とするなど調査内容を見直して調査単価を約40%減額し、空調機器の更新工事単価についても、見直しを行い約20%減額した。このような取組を踏まえ、評価結果においては、「中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。」として4点(優れた実施状況)と評価されている。

しかしながら、年度計画に記載されている事項が実施されていることからすれば着実な実施状況であることについての確認はできても、優れた実施状況であることについての確認はできない。また、単に年度計画に記載されている事項を実施したことにより各単価が大幅に減額されていることを踏まえれば、減額前の設定単価が高すぎたためとも考えられるが、こうした点については言及されていない。

今後の評価に当たっては、単価の設定に関する事実関係なども踏まえ、評定を付す根拠をより明確にした上で、評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人海上災害防止センター（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：栗原 敏尚）
目的	海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。
主要業務	1 海上保安庁長官の指示による排出特定油の防除のための措置の実施、当該措置に要した費用の徴収。2 船舶所有者その他の者の委託による、排出された油の広がり及び引き続き油の排出の防止並びに排出された油の除去、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置の実施。3 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の保有、これらの船舶所有者その他の者の利用への供与。4 海上防災のための措置に関する訓練。5 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術についての調査及び研究、その成果の普及。6 海上防災のための措置に関する情報の収集、整理及び提供。7 船舶所有者その他の者の委託による、海上防災のための措置に関する指導及び助言。8 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務。9 1から8の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	海上災害防止センター分科会（分科会長：藤野 正隆）
ホームページ	法人： http://www.mdpc.or.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jisseki.htm
中期目標期間	3年間（平成20年4月1日～平成23年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	A	順調	1.総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2.項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	—	—	—	A	3点	
(2)業務運営の効率化	3点×2	4点×1 3点×1	4点×2 3点×2	4点×3	S×3 A×1	4点×2 3点×3	
(3)関係機関等との連携強化	2点	3点	3点	3点	A	3点×2	
(4)防災措置業務の効率的・効果的実施の検討	1点	4点	4点	4点	S		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)海上防災措置実施事業	2点×3	3点×2	3点×2	3点×2	A×3	4点×3	
(2)機材事業	2点×2	3点×2	3点×2	3点×2	A	3点×2	
(3)海上防災訓練事業	3点×1 2点×1	4点×1 3点×1	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	4点×1 3点×1	
(4)調査研究等事業	3点×1 2点×1	3点×2	4点	3点	A×2	3点×2	
(5)国際協力推進事業	3点×2	4点×1 3点×1	3点×2	3点×2	A×2	3点×2	
3.予算、収支計画及び資金計画（財務内容の改善）	—	—			A		
(1)自己収入の確保	3点	3点	3点	3点		3点	
(2)予算							
(3)収支計画	2点	—					
(4)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—		—	
5.重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—		—	
6.剰余金の使途	—	—	—	—		—	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設整備に関する計画	2点	3点	3点	3点	A	3点×2	
(2)人事に関する計画	2点×2	3点×2	3点×2	3点×2	A	3点×2	
(3)積立金の使途						—	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価に至った理由）

- 法人の業務の実績について、稚内市に「海上災害防止センター稚内基地」を開設し、中型油回収装置等を独自に整備したこと、センター保有のHNS防除資機材及び人員の動員システムを活用し、HNS資機材要員配備・緊急措置サービス及び海上災害セーフティサービスを新たに展開したことを高く評価。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none">一般管理費・人件費・事業費の削減: 年度計画の目標値を達成。 一般管理費 11.3%削減(19年度比) 人件費 7.0%削減(17年度比)	<ul style="list-style-type: none">数値目標を上回る削減を達成したことは高く評価できる。
海上防災措置業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none">サハリンⅡプロジェクトの本格稼働に備え、稚内基地を開設、中型油回収装置等を独自に整備。当初計画どおり、契防者 28 名に対する研修を実施、HNS防除に係る知識・技能の向上を図った。特定海域を中心にHNS防除資機材及び要員を配備、HNSタンカー所有者との契約に基づきセンター保有の資機材及び要員を提供するサービスを開始。沿岸部の石油・石化企業等に対し、海上災害セーフティサービスを開始。	<ul style="list-style-type: none">サハリンⅡプロジェクトの本格稼働に備えたことは地元の期待に十分応えたものであり、高く評価できる。研修に関し当初の計画に加えセンター職員による巡回研修を実施したことは評価できる。2つのサービスを新たに展開したことは我が国におけるHNS防除体制の向上に貢献するものであり、高く評価できる。
海上防災訓練事業	2(3)	<ul style="list-style-type: none">標準コース 11 回(計 470 名)、消防実習コース 8 回(計 266 名)を実施。標準コースの受講希望者が予定を上回ったため、他の訓練(50 回)を変更することなく、1回追加して実施。	<ul style="list-style-type: none">船員法に基づく法定訓練を実施する一方、民間企業からの委託による海上防災訓練を積極的に実施し、民間防災要員の能力向上を図ったことは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人都市再生機構(平成16年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:小川 忠男)
目的	機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡。2 既に市街地を形成している区域における良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡。3 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業及び流通業務団地造成事業。4 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業等に参加組合員としての参加。5 特定建築者に特定施設建築物の建設を行わせる市街地再開発事業に、他に特定建築者となろうとする者がいない場合における特定建築者としての特定施設建築物の建設並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。6 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供。7 既に市街地を形成している区域における第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡。8 整備敷地等について、公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、条件を備えた応募者がいなかった場合における住宅又は施設の建設、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。9 地方公共団体からの委託に基づく都市公園の建設、設計及び工事の監督管理。10 機構が都市公団から承継、並びに機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡。11 賃貸住宅の建替え並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡。12 賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡。13 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合における国土交通大臣の求め又は地方公共団体の要請に基づく当該賃貸住宅の建設並びにその管理、増改築及び譲渡。14 被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定する業務の実施。15 密集市街地整備法第三十条に規定する業務の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	都市再生機構分科会(分科会長:小林 重敬)
ホームページ	法人: http://www.ur-net.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jissemi.htm
中期目標期間	4年9か月間(平成16年7月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	順調	A	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
I 業務運営の効率化							
1 組織運営の効率化	2点	3点	3点	3点	3点	A	
2 事業リスクの管理	2点	4点	4点	3点	4点	S	
3 事業評価の実施	2点	4点	4点	4点	3点	S	
4 一般管理・事業費の削減	2点	3点	3点	4点	4点	A	
5 総合的なコストの削減	3点	3点	3点	4点	3点	A	
6 入札及び契約の適正化の推進	2点	3点	3点	3点	3点	A	
7 積極的な情報公開	2点	3点	3点	3点	3点	A	
8 業務・システム最適化の実現		—	3点	3点	3点	A	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 都市機能の高度化及び都市の再生	3点 ×2 2点 ×5	4点×2 3点×3 2点×1	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	4点×2 3点×4	S×2 A×4	
2 良好な居住環境を備えた賃貸住宅等の確保等	2点 ×3 1点 ×1	4点×1 3点×2 2点×1	3点×3 2点×1	4点×1 3点×3	3点×4	A×2	
3 新規に事業着手しないこととされた事業等	2点 ×4	4点×2 2点×1	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	4点×1 3点×2	S×2 A×2	
4 事業遂行に当たっての取組	2点 ×3	3点×3	4点×1 3点×2	3点×3	3点×3	A×3	
(財務内容の改善に関する事項)						S	
III 予算、収支計画及び資金計画	3点	5点	5点	4点	3点		
IV 短期借入金の限度額							
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	—	—		
VI 剰余金の使途	—	—	—	—	—		
(その他業務運営に関する重要な事項)						A×1 B×1	
VII その他業務運営に関する事項							
1 施設、設備に関する計画	—	—	—	—	—		

2 人事に関する計画	2点	3点	3点	3点	3点	
3 子会社・関連会社等の整理合理化	3点	4点	3点	2点	2点	
4 中期目標期間を超える負債負担	-	-	-	-	-	

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果 (H21.8.28) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> これまでの、都市再生機構の業務運営については、経営の効率性・自主性を高めるための取組について一定の進捗が認められ、個別の評価項目においても点数が高くなっている。また、事業運営については、都市再生事業について公的政策目的に資するかを判断する実施基準を作成し、当該基準に基づいて事業を行う民間事業者バックアップ型の都市再生の推進、賃貸住宅事業について高齢者、子育て世帯等の政策的に配慮が必要な者への供給の重点化を図るために、これらの者に対する当選倍率優遇の拡充や優先受付期間の設定など、着実に取組を実現したものとして評価できる。 随意契約見直し計画に対する取組状況、子会社・関連会社等との関係性の透明性の向上、給与水準の適正化などについては、改革に向けた取組が進められているものの、国民の関心も高く、また厳しい目線が向けられていることも踏まえれば、着実な実行を図るとともに、取組の途中過程においても丁寧な説明責任を果たすことが求められており、この点で、より一層の積極的な取組を期待する。 都市再生機構が担う役割は、社会や国民のニーズの変化によって変わってゆくものであり、平成 16～20 年度の5年間は、大きな変化がみられた期間でもある。いつの時代においても変わらぬニーズがあるものも存在するが、それとは別に、近年の大きな変化に対応してきた都市再生機構の業績は、これからの実績をもとに、一定の期間を経て評価せざるを得ない部分も存在するのであり、継続的な取組が必要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
入札及び契約の適正化の推進	I 6	<ul style="list-style-type: none"> 監事の監査報告において、企画競争等を実施したものうち、価格競争がなじむものについて、総合評価落札方式の導入を検討し、また1者応札について、民間企業の不参加の理由を的確に把握するよう努め、参加しやすい条件設定を検討するなど、競争性・透明性の観点から、所要の措置を講ずるべき、と指摘されている。 一定の金額以上の契約について支社等毎に支社長等で構成される契約審査会等において審査を実施。第3者で構成される入札監視委員会においても抽出方式による審査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の見直しにより業務品質の低下を招かないよう、業務仕様書や業務マニュアルの充実を並行して行うべきである。 競争性のある契約方式に移行したもののについても、民間事業者が実質的に参入できないハードルを作っていないか検証が必要である。 個々の契約が適正に実施されているかを審議・チェックする方法として、既存の取組は評価できるものであるが、引き続きよりよい審議・チェック体制の構築に向けた検証・検討が必要である。
賃貸住宅の適切な管理	II 2	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、子育て世帯等への賃貸住宅の供給の重点化を図るため、平成 20 年度から新規住宅入居者募集における当選倍率優遇の拡充及び空家入居者募集における優先受付期間の設定を実施。 賃貸住宅管理の民間委託については、平成 20 年度に新たに委託を開始した 202 団地を含めて 431 団地において民間事業者へ委託。 賃貸住宅管理業務については、「随意契約見直し計画」に従い、機構本体に内部化する業務を除き、原則としてすべて競争性のある契約方式に移行することとしており、平成 20 年度はそのための制度構築を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸住宅管理業務については、平成 21 年度以降順次競争性のある契約方式に移行するが、業務の実施状況等を検証し、業務内容について適宜見直しを行うとともに、入札条件等についても真に競争性が図られているかという観点から検証し、サービス・品質を確保した上で賃貸住宅管理の更なる効率化を図る必要がある。
子会社・関連会社等の整理合理化	VII 3	<ul style="list-style-type: none"> 関連公益法人の(財)多摩都市交通施設公社は、平成 20 年度末に解散。 契約の透明性、競争性を図るため、子会社・関連会社等との随意契約については、原則、すべて競争性のある契約方式へ移行。 (財)住宅管理協会については、国における公益法人見直しの状況も踏まえ、全面的な事業内容の見直しを行うとともに、組織形態の見直しを検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> 子会社・関連会社等との随意契約については、平成 20 年度から競争化を実施しているところであるが、随意契約見直し計画において、子会社・関連会社との随意契約は6億円(平成 18 年度ベース)にまで縮減することとされている。この取組については、国民の関心も高く、また厳しい目線が向けられていることを踏まえれば、早期にこれを達成できるよう次年度以降も着実な取組を行うよう期待したい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見 (H21.12.9) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:中野 実)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	奄美群島振興開発基金分科会(分科会長:後 千代)
ホームページ	法人: http://www.amami.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jiseki.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成16年10月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	順調	順調	順調	概ね順調	概ね順調	A	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)業務運営体制の効率化	2点	3点	3点	3点	3点	A	
(2)一般管理費の削減	3点	4点	4点	4点	4点	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)保証業務	2点×2	3点×2	3点×2	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	
(2)融資業務	2点×2	4点×1 3点×1	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	
(3)保証業務、融資業務共通事項	3点×1 2点×1	3点×2	4点×1 3点×1	3点×2	3点×2	A×2	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)財務内容の改善	2点×3	3点×1 2点×1 1点×1	4点×1 2点×2	3点×1 2点×1 1点×1	3点×1 2点×1 1点×1	C	
(2)予算 (3)収支計画 (4)資金計画	2点	3点	3点	3点	1点		
4.短期借入金の限度額	2点	4点	3点	3点	3点		
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	—		
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—		
7.施設・設備に関する計画	—	—	—	—	—		
8.人事に関する計画	2点	3点	3点	3点	3点	A	
9.その他業務運営に関する重要事項	2点	3点	3点	3点	3点	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画の達成に向けた平成20年度計画の実施状況に係る総合評価は、概ね順調と考えられる。
- 項目別では、「業務運営の効率化に関する年度計画」については、一般管理費の削減について計画以上の実績となっているほか、債権管理体制の強化、評価・点検チームによる業務見直し等を行っている。
- 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画」については、リスクに応じた保証・融資条件の見直しを行ったほか、事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用等に努めるとともに、利用者等の利便性向上のため、貸付金利の変更を適用日と同日にホームページへ掲載するなど情報提供に努め、計画どおりの実績となっている。
- 「予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画」については、リスク管理債権は昨年度より減少し、融資業務に係るリスク管理債権については計画を達成しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 債権管理体制の見直し、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等により、リスク管理債権は昨年度より減少しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている状況にあることから、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、上記の取り組みを進め、財務の健全化に努める必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員の給与構造改革等を踏まえた給与改定及び本部職員の特地勤務手当の廃止、効率的な出張を行うための体制の見直し等により、年度計画を大幅に上回る21.7%の削減。 総人件費改革の取組みについては、年度計画を大幅に上回る13.6%の削減。 支出管理担当者を総務企画課長と定め、毎月の役員会等に予算執行状況を報告し、協議。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「業務運営の効率化に関する年度計画」については、一般管理費の削減について計画以上の実績となっているほか、債権管理体制の強化、評価・点検チームによる業務見直し等を行っている。
保証業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は91.0%。引き続きスムーズな処理が行われるよう、関係機関に対し、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底。 職員の審査能力向上のため、通信講座の受講及び外部機関の研修を実施。 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時実施。 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表を客観的かつ迅速に分析。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者との情報交換を実施。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画」については、リスクに応じた保証・融資条件の見直しを行ったほか、事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用等に努めるとともに、利用者等の利便性向上のため、貸付金利の変更を適用日と同日にホームページへ掲載するなど情報提供に努め、計画どおりの実績となっている。
財務内容の改善	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行、金融機関と協調して事業者の経営・再生支援等を行うなど、リスク管理債権の抑制に努力。 <p>(保証業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権残高 4,632 百万円(年度計画比 1,225 百万円増加、前年度比 215 百万円減少)。 求債権回収率 3.8%(年度計画比 4.4 ポイント下回る、前年度同)。 リスク管理債権割合 46.7%(年度計画比 17.1 ポイント、前年度比 4.9 ポイント上回る)。 <p>(融資業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権残高 4,398 百万円(年度計画比 111 百万円、前年度比 221 百万円減少)。 リスク管理債権回収率 7.3%(年度計画比 0.9 ポイント、前年度比 1.9 ポイント下回る)。 リスク管理債権割合 46.3%(年度計画比 3.6 ポイント、前年度比 1.8 ポイント上回る)。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画」については、リスク管理債権は昨年度より減少し、融資業務に係るリスク管理債権については計画を達成しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている。 債権管理体制の見直し、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等により、リスク管理債権は昨年度より減少しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている状況にあることから、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、上記の取り組みを進め、財務の健全化に努める必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 融資業務については、「平成 19 年度決算検査報告」(平成 20 年 11 月 7 日会計検査院から内閣あて送付)において、「貸付対象事業の実施状況の確認が適切でなかった」との指摘を受けているが、平成 20 年度の評価結果をみると、融資業務において、貸付対象事業の実施状況の確認が適切に行われたかという観点に立った評価が行われていない。今後の評価に当たっては、事務処理の迅速化、適切な貸付条件の設定等の観点だけでなく、貸付対象事業の実施状況の適正性という観点からも評価を行うべきである。
- 本法人の平成 20 年度における給与水準については、対国家公務員指数(年齢勘案)で 101.4(事務・技術職員)と 19 年度における同法人の対国家公務員指数(年齢勘案)101.2(事務・技術職員)を上回っているが、その理由が明らかにされていない。また、国家公務員の水準を上回っている理由として、20 年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、職員の学歴構成が挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、本法人が複数年にわたり多額の繰越欠損金を抱えている点も十分踏まえた上で、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（平成17年10月1日設立）〈非特定〉 （理事長：勢山 廣直）
目的	高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。
主要業務	1 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け。2 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）。3 協定に基づく会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）。4 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け。5 国から交付された補助金を財源とした、会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。6 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。7 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成。8 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務。9 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務。10 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理。11 10の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	日本高速道路保有・債務返済機構分科会（分科会長：杉山 雅洋）
ホームページ	法人：http://www.jehdra.go.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h20jisseki.htm
中期目標期間	4年6か月間（平成17年10月1日～平成22年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、項目別評価は、5、4、3、2、1の5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>					
I 業務運営の効率化					
1 組織運営の効率化	3点	3点	4点	3点	
2 業務リスクの管理	4点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	
3 業務コストの縮減	3点	3点	3点	3点	
4 積極的な情報公開	4点×2 3点×3	4点×1 3点×5	4点×1 3点×6	4点×3 3点×4	
5 業務評価の実施	—	3点	3点	3点	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上					
1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け	3点×2	3点×2	3点×2	3点×2	
2 承継債務、会社からの引受け債務の早期の確実な返済	4点×1 3点×3	3点×3	3点×3	3点×3	
3 会社が負担した債務の引受け	3点×4	3点×2 2点×1	3点×2	3点×3	
4 会社に対する首都高速道路、阪神高速道路の新設、改築等のための無利子貸付け	3点	3点	3点	3点	
5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	3点	—	3点	3点	
6 高速道路の新設、改築等に要する費用の縮減を助長するための仕組み	3点	4点	4点	4点	
7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行等	3点	3点	3点	3点	
8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務	—	—	—	—	
9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	3点	3点	3点	3点	
10 業務遂行に当たったの取組	4点×1 3点×4 2点×1	3点×5	3点×5	4点×2 3点×3	
III 予算、収支計画及び資金計画					
1 財務体質の強化	3点×3	3点×2	3点×2	3点×2	
2 予算					
3 収支計画	3点	3点	3点	3点	
4 資金計画					
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	—	
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	—	

VI 剰余金の使途	-	-	-	-
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
1 施設、設備に関する計画	3点×1	3点×4	3点×4	4点×1
2 人事に関する計画	2点×1			3点×3

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果 (H21. 8. 31) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画の達成に向けた平成20年度計画の実施状況に係る総合評価は順調と考えられる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務リスクの管理	I 2	<ul style="list-style-type: none"> • 償還計画を踏まえつつ、金利動向、交通量等について定期的に確認・分析を実施。また、平成20年11月に国土交通省が発表した最新の全国交通量推計や金利動向を踏まえ、協定の変更を含めた検討に着手。 • 将来の借り換えに伴う金利上昇リスク軽減のため、債務返済の確実性を高める取り組みを行い、償還計画の調達コスト3.5%に対し、平成20年度の調達資金の平均コストは1.76%と計画された数値を相当程度に上回る実績を達成した。 • 財投機関債については、国内債券市場初となるディープ・ディスカウント債を発行する等、資金調達の多様化に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> • 経済危機や高速道路料金の大きな割引などの変動要因が多数存在する中で、また協定締結時の高い透明性が要請される中で、よりきめ細かいモニタリングが必要とされているのではないだろうか。
積極的な情報公開	I 4	<ul style="list-style-type: none"> • 財務諸表等とともに、債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況等の高速道路事業関連情報を積極的に公開。 • 財投機関債を発行する都度、債券説明書をホームページに掲載。 • 「高速道路利便増進事業に関する計画」の作成にあたっては、会社と共同して意見募集専用ホームページを設置するとともに、料金の引下げの実施にあたっては、料金検索システムや問い合わせ先等の情報が一覧できるようにホームページに掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> • HPは分かりやすく構築されている。情報公開におけるHPの重要性を考えた場合に、より高いレベルを目指されたい。(総合評価) • 料金割引制度への国民の関心が高いことから、一層分かりやすい情報公開を継続されたい。
承継債務及び会社からの引き受けた債務の早期の確実な返済	II 2	<ul style="list-style-type: none"> • 有利子債務残高については、計画の31.1兆円を下回る30.7兆円に減少させ、確実に有利子債務を削減。 • 高速自動車国道、本州四国連絡高速道路、首都高速道路、阪神高速道路及びその他の高速道路に係る有利子債務残高は、いずれも民営化時の承継債務の総額を下回った。 • 低利での円滑な資金調達により、業務コストの縮減に努めている。 • 金利動向、交通量等について定期的に分析を行い、適切な債務管理に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> • モニタリングは営業データ等により着実に実行されている。社会経済状況の変化とそれによる交通需要の変化が激しくなっており、このことを反映できるシステムの構築と結果の公表が重要。(総合評価) • 金利動向、経済状況による交通量の減少、緊急経済対策としての料金割引など、経営状況は多くの要因に左右される。このような中、金利や需要動向のモニタリングとその経営への反映についてより重要性が増している。
人件費に関する指標、給与体系の見直し	VII 2	<ul style="list-style-type: none"> • 効率的な組織運営や業務運営を図ることにより、平成17年度年間換算額(実績ベース)に比べ、10.6%の削減を行ったが、当機構のラスパイレス指数は、勤務地や学歴、管理職割合の高さ、専門性の高い統括業務に特化した組織によるものではあるが、高い数値となっている。 • 国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、本給表の水準の引き下げ及び地域手当の改定を実施した。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 給与水準が国家公務員と比べて高い数値となっている要因は、勤務地や学歴、管理職割合の高さ、現場組織がなく、専門性の高い統括業務に特化した組織によるものだが、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、適材適所の人員配置を進める等、人件費の削減に向けて引き続き改善の努力を求めたい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見 (H21. 12. 9) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構（平成19年4月1日設立）〈非特定〉 （理事長：島田 精一）
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るものうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要な資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要な資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要な資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 独立行政法人雇用・能力開発機構法第十二条第一項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	住宅金融支援機構分科会（分科会長：村本 孜）
ホームページ	法人： http://www.jhf.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h20jisseki.htm
中期目標期間	5年間（平成19年4月1日～平成24年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	概ね順調	順調	1.総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、項目別評価は、5、4、3、2、1の5段階評価。 2.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>			
I 業務運営の効率化			
1 組織運営の効率化	3点	3点	
2 一般管理費等の低減	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	
3 業務・システム最適化	3点	4点	
4 入札及び計画の適正化	3点	3点	
5 業務の点検	3点	3点	
6 積極的な情報公開	4点	3点	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上			
1 証券化支援業務	4点×2 3点×5 2点×1	3点×7 2点×1	
2 住宅融資保険業務	3点×2 2点×1	4点×1 3点×2	
3 住情報提供業務	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	
4 住宅資金融通業務	3点×3 2点×1	4点×1 3点×2 2点×1	
5 団体信用生命保険等業務	2点	3点	
III 予算、収支計画及び資金計画			
1 収支改善	2点	2点	
2 繰越損失金の低減			
3 リスク管理の徹底	3点×5	3点×4 2点×1	
4 予算、収支計画及び資金計画	—	—	
IV 短期借入金の限度額	—	—	
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	3点	4点	
VI 剰余金の使途	—	—	
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
1 施設、設備に関する計画	—	—	
2 人事に関する計画	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	
3 積立金の使途	—	—	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成20年度における中期計画の実施状況は、総合的に勘案すれば、順調であると考えられる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費等の低減	I 2	・人件費:18年度決算比11.5%削減。	・中期目標期間の最終年度における目標達成に向け、着実に削減が進んでいる。
業務・システム最適化	I 3	・システムコスト:18年度決算比25.6%削減。	・業務・システム最適化計画の内容を着実に実施し、システムコストの削減、システム調達の透明性の確保及び業務運営の合理化を進めた。
買取型の証券化支援業務	II 1	・サブプライム問題により債券市場が収縮する中、従来以上に投資家との対話を重視した丁寧な広報活動及び起債運営を実施。 ・マスタートラスト方式を速やかに導入することができる体制整備に向け、実施スキームの詳細を検討。	・幅広い視野から、できる限り低利の資金を安定的に確保するための取り組みを、不断の検証を行いつつ着実に実施する必要がある。 ・債券発行費用の一層の圧縮等、できる限り相対的低利のローンが供給できるよう引き続き努力する必要がある。
住情報提供業務	II 3	・ホームページへのアクセス件数:489万件(※平成19年度は416万件)	・中期計画における目標の達成に向け、着実にアクセス件数が増加している。
融資決定までの標準処理期間の設定、その期間内に8割以上を処理	II 4	・マンション共用部分改良融資:95.0%(標準処理期間13日) ・子育て世帯向け賃貸住宅及び高齢者世帯向け賃貸住宅融資:82.8%(同45日) ・高齢者住宅改良融資:64.7%(同14日) ・財形住宅融資:70.0%(同14日)	・高齢者住宅改良融資及び財形住宅融資は、融資決定までの処理期間の短縮に努める必要がある。
収支改善、繰越欠損金の低減	III 1 III 2	・証券化支援事業:当期総損失28億円、繰越損失金193億円。 ・住宅融資保険事業:当期総利益16億円、繰越損失金63億円。 ・財形住宅貸付事業:当期総利益58億円、繰越利益金374億円。 ・住宅貸付事業等:当期総損失63億円、繰越利益金3,486億円	・主要業務である証券化支援事業によるフラット35の買取残高の増加につながる一層の商品性・手続き等の改善やコストダウンの取り組みの継続、慎重なスワップ取引の実施等が必要。 ・フラット35の買取残高の増加につながる一層の商品性・手続き等の改善やコストダウンの取り組み等の継続が必要である。
リスク管理債権の残高額の比率を削減・抑制(既往債権管理業務、証券化支援業務、賃貸住宅支援業務)	III 3	・既往債権管理業務に係るリスク管理債権残高:平成18年度比13.90%削減。 ・証券化支援勘定に係るリスク管理債権比率:0.63%(19年度実績0.34%) ・賃貸住宅融資に係るリスク管理債権比率:0.50%(19年度実績0.02%)	・証券化支援事業は、リスク管理債権比率の推移を注視しつつ的確な債権管理を行うことが必要。 ・賃貸住宅融資業務は、リスク管理債権比率が0.5%となり目標値を超過した。リスク管理債権の圧縮に向けた取組みが必要。
人事に関する計画	VII 2	・人員:19年度期首比6.9%削減。	・計画的な人員の抑制により、中期目標の達成に向けて、着実に削減が行われている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし